

自己点検・評価報告書

平成 26 年度

愛知文教女子短期大学
自己点検評価委員会

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

大正15年12月5日 創設者足立闡励は女子教育の重要性を痛感し、質実有為で宗教的情操を身に付けた真人育成を目的とする高等女学校設立を望み、当時の稻沢町長並びに地元有力者の協力を得て当地に校地を選定する

12月13日 稲沢高等女学校設立認可申請

昭和2年3月14日 稲沢高等女学校設立認可

昭和18年11月5日 財団法人足立教育報国財団設置認可

昭和22年4月1日 新教育制度により真和中学校設立

昭和23年3月1日 財団法人足立教育報国財団を財団法人足立学園と改称

昭和23年3月31日 稲沢高等学校普通・家庭課程設立認可

昭和25年4月 教育機関としての大学等がなかった尾西地区の文化的発展のために女子家政科を中心とした短期大学を設置し、宗教的信念を持った質実健全な女性を育成し、日本の文化向上発展に寄与することを目的とし短期大学設立準備委員会を発足

昭和26年3月5日 財団法人足立学園を学校法人足立学園に組織変更

3月7日 稲沢女子短期大学家政科第1部設置認可 初代学長本田義英就任

10月26日 足立学園創立25周年記念及び大学開学記念式典挙行

昭和27年2月20日 家政科第2部設置認可

4月1日 稲沢高等学校から稻沢女子高等学校に、真和中学校から稻沢女子中学校に改称

昭和28年12月1日 足立闡励 稲沢女子短期大学学長就任

昭和31年2月10日 稲沢幼稚園設置認可

昭和32年4月1日 稲沢女子短期大学家政科栄養コースを栄養士養成施設として指定（家政科第1部を栄養と被服の2コースに分ける）

昭和38年3月30日 家政科第1部の入学定員増と生活デザイン科設置認可

昭和39年2月24日 生活デザイン科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定

昭和41年1月25日 稲沢女子短期大学保育科設置認定

2月28日 稲沢女子短期大学保育科を保母養成施設として指定

3月5日 稲沢女子短期大学保育科を教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定

3月31日 稲沢女子中学校廃止

昭和42年3月31日 稲沢女子短期大学附属萩原幼稚園設置認可及び稻沢幼稚園を稻沢女子短期大学附属稻沢幼稚園に改称

昭和43年2月27日 足立学園創立40周年記念式典挙行

昭和44年2月8日 稲沢女子短期大学幼児教育学科第3部設置認可

4月1日 稲沢女子短期大学家政科第1部は家政学科第1部に改称
稻沢女子短期大学保育科を稻沢女子短期大学幼児教育学科第1部に改称

昭和45年3月27日 稲沢女子短期大学附属稻沢幼稚園を稻沢女子短期大学附属第一幼稚園に

	改称
	稻沢女子短期大学附属第二幼稚園設置認可
昭和46年11月1日	足立学園創立45周年記念式典挙行
昭和47年2月25日	稻沢女子短期大学幼児教育学科第3部を保母養成施設として指定
3月31日	稻沢女子短期大学生活デザイン科を稻沢女子短期大学デザイン美術科第一部に改称
昭和50年3月10日	稻沢女子短期大学附属一宮東幼稚園設置認可
昭和51年11月2日	足立学園創立50周年記念式典挙行
昭和52年4月1日	林 恵 稲沢女子短期大学学長就任
昭和60年1月26日	学園創立者足立闡勵 学園葬
12月25日	稻沢女子短期大学家政科第1部の入学定員増の認可（栄養、被服、情報の3コースに分ける）
昭和61年4月1日	稻沢女子短期大学デザイン美術科第1部をデザイン、美術の2コースに分ける
10月18日	足立学園創立60周年記念式典挙行
12月23日	稻沢女子短期大学幼児教育学科第1部の入学定員増の認可
昭和63年3月14日	大成高等学校設置認可
平成2年1月19日	稻沢女子短期大学家政学科を生活文化学科に変更認可
4月1日	生活文化学科第1部を食物栄養専攻及び生活文化専攻（生活、被服、情報秘書コース）に専攻分離
12月21日	稻沢女子短期大学生活文化学科第1部食物栄養専攻の入学定員増の認可
平成4年3月25日	大成中学校設置認可
平成5年4月1日	稻沢女子短期大学を愛知文教女子短期大学に改称 稻沢女子短期大学附属第一幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園に改称 稻沢女子短期大学附属萩原幼稚園を愛知文教女子短期大学附属萩原幼稚園に改称 稻沢女子短期大学附属一宮東幼稚園を愛知文教女子短期大学附属一宮東幼稚園に改称 稻沢女子短期大学附属第二幼稚園を愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園に改称
平成8年3月19日	愛知文教女子短期大学専攻科設置認可。介護福祉士養成施設として指定
5月11日	足立学園創立70周年記念式典挙行
平成9年12月19日	愛知文教大学設置認可
平成12年3月31日	愛知文教女子短期大学生活文化学科第2部廃止
平成13年4月1日	稻沢女子高等学校を愛知啓成高等学校と名称変更
5月12日	愛知文教女子短期大学創立50周年記念式典挙行
平成14年12月19日	愛知文教大学大学院設置認可
平成15年2月13日	愛知文教女子短期大学デザイン美術科第1部をデザインアート学科第一部に変更認可

愛知文教女子短期大学

平成16年4月1日 愛知文教女子短期大学生活文化学科第1部食物栄養専攻の入学定員を80名から40名に変更

平成16年11月30日 愛知文教大学大学院博士課程設置認可

平成17年3月29日 愛知文教女子短期大学生活文化学科第1部食物栄養専攻に栄養教諭免許課程認定申請

平成17年4月1日 愛知文教女子短期大学生活文化学科第1部の入学定員を135名から70名に、幼児教育学科第3部の入学定員を90名から70名に変更

平成18年4月1日 愛知真和学園として愛知啓成高等学校、大成高等学校、大成中学校、愛知文教女子短期大学附属第二幼稚園を足立学園より分離。それに伴い足立学園を構成する学校は愛知文教女子短期大学、愛知文教大学、愛知文教女子短期大学附属第一幼稚園、附属萩原幼稚園、附属一宮東幼稚園の5校となる

平成19年4月1日 古山敬子 愛知文教女子短期大学学長就任

平成20年3月31日 愛知文教女子短期大学デザインアート学科第1部廃止

平成23年3月24日 短期大学基準協会の第三者評価において適格の認定

平成23年11月5日 愛知文教女子短期大学創立60周年記念式典挙行

平成24年4月1日 生活文化専攻・ファッションコース（旧被服コース）募集停止
9月24日 足立学園総合研究所オーブン記念式典挙行
10月1日 足立学園総合研究所設立

平成27年3月31日 愛知文教女子短期大学専攻科介護福祉専攻廃止

(2) 学校法人の概要

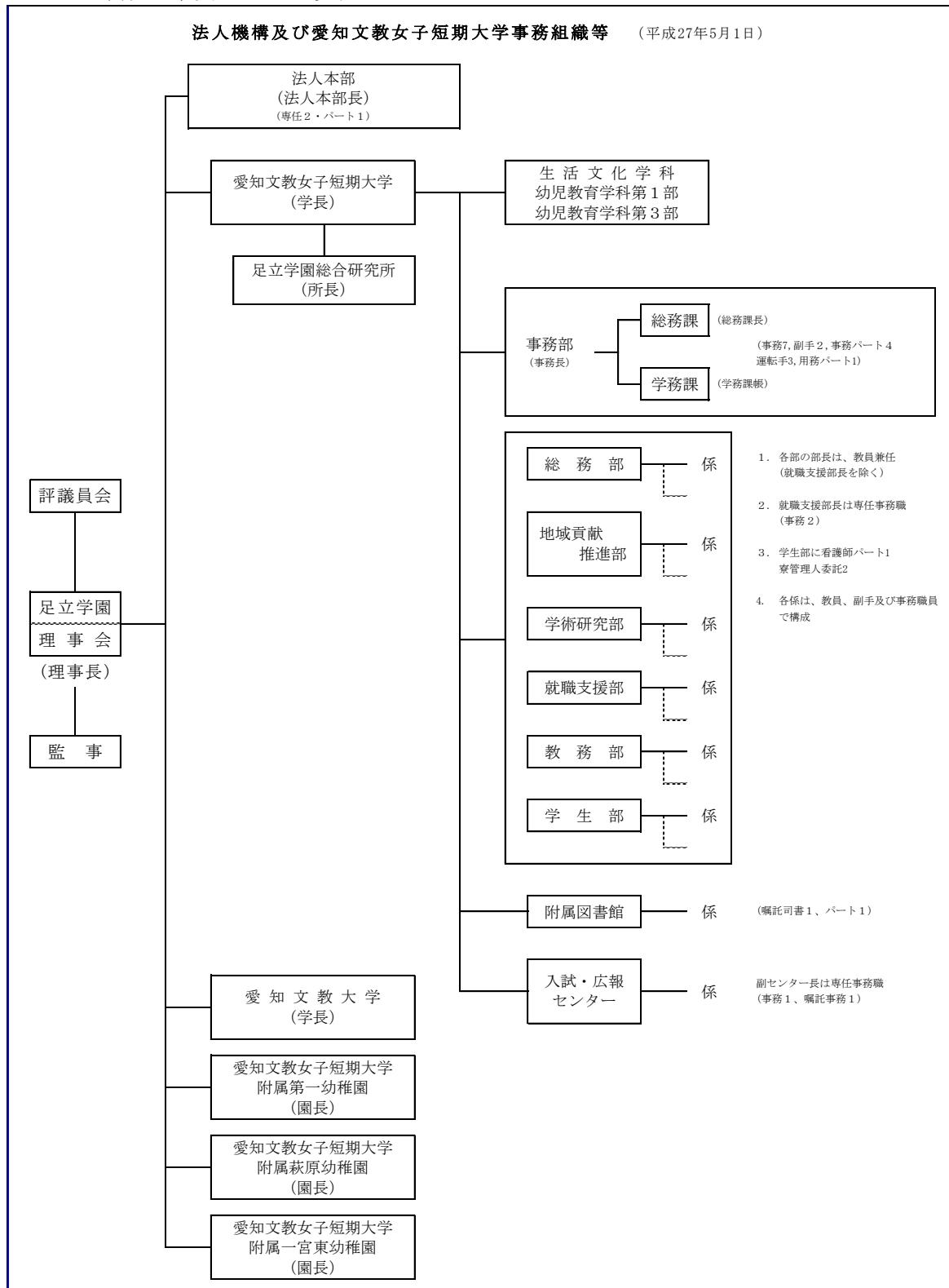
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成27年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知文教女子短期大学	愛知県稲沢市稲葉2-9-17	220	510	520
愛知文教大学 同大学院	愛知県小牧市大字大草字年上坂5969-3	110 8	510 16	271 15
愛知文教女子短期大学 附属第一幼稚園	愛知県稲沢市西町二丁目35番17号	120	360	338
愛知文教女子短期大学 附属萩原幼稚園	愛知県一宮市萩原町串作字流17-1	90	270	266
愛知文教女子短期大学 附属一宮東幼稚園	愛知県一宮市千秋町小山字北川田1522-7	69	207	237

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 平成27年度 5月 1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

稻沢市（平成17年4月1日、旧「稻沢市」、旧「祖父江町」及び旧「平和町」が合併し、新「稻沢市」となる。）

人口 138,230人（平成27年4月1日現在）

世帯数 52,578世帯（平成27年4月1日現在）

面積 79.30 km²

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
愛知尾張	44	32.1	40	24.7	62	35.1	57	27.1	67	27.4
愛知名古屋	19	13.8	24	14.8	22	12.4	26	12.4	34	13.9
愛知知多	10	7.2	17	10.5	13	7.3	17	8.1	23	9.4
愛知三河	10	7.2	11	6.8	11	6.2	15	7.1	17	6.9
岐阜	25	18.2	26	16.0	27	15.3	31	14.8	53	21.6
三重	19	13.8	16	9.9	29	16.4	36	17.1	32	13.1
静岡	3	2.1	16	9.9	3	1.7	6	2.9	3	1.2
その他	7	5.1	12	7.4	10	5.6	22	10.5	16	6.5

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成26年度を起点に過去5年間。

■ 地域社会のニーズ

昭和26年に家政科を開設して以来、昭和41年に保育科を開設。昭和44年には、保育科を児童教育学科第1部に改称、同時に児童教育学科第3部を設置した。第3部は元々尾西地域を中心に栄えた繊維産業で働く女性の教育を担っていたが、近年は経済状況の変化により、アルバイトをしながら学びたいと考える多くの学生のニーズに応える形となっており、これは本学の特徴の一つでもある。

平成19年4月からは、地域貢献推進部を設け、生涯学習講座や公開講座の実施、学生食堂の地域の方々への開放などの取組を通して、地域に根ざした短期大学づくりを積極的に進めている。平成24年10月には短期大学内に「足立学園総合研究所」を設立した。この研究所は「人と人 ヒトとモノ 笑顔を結ぶ」という理念のもと、地域に対して、衣食住の枠を越え上質なライフスタイルの提案を行う「Adachi Fashion Academy」部門と、地域住民

へ幅広い生涯学習の場を提供する「いなざわコミュニティカレッジ」部門からなる。この研究所の事業のひとつとして地域ニーズを調査し、必要に応じて本学の知財等を地域住民や各種ステークホルダーへ提供している。研究所長は地域貢献推進部長が兼任し、短期大学や地域ニーズとのマッチングの効率化、円滑化を図っている。

また、地域の稻沢市との間で、平成23年「災害時における協力体制に関する協定」を締結し、食物アレルギー対応の粉ミルクの備蓄、災害支援員としてのボランティアの派遣等に応えることになった。さらに平成25年には、子育て支援、生涯学習、食育等7項目からなる「連携に関する包括協定」を締結した。これに対し、各学科はそれぞれの教育・研究の専門性を生かし、「にこにこ baby クラブ」や「めざせ！ちびっこシェフ」といった事業を推進している。教員は専門分野の有識者として、精力的に稻沢市行政運営に参画している。学生は「稻沢夏まつり」、「稻沢市消費生活展」、「そぶえイチョウまつり」などの稻沢市並びに関係団体が主催する各種行事の運営に携わるボランティアとして活動を行っている。また、前述の研究所を通じて、地域の各種ステークホルダーのニーズを受け、「稻葉宿の夏祭り」などの地域の町おこしイベントの立案・運営・ボランティア派遣などを行っている。

平成26年度には「私立大学等改革総合支援事業（地域発展：タイプ2）」に申請し、選定された。本学は、学統のリーダーシップのもと、「地域に根ざし、稻沢市の発展に寄与する大学」たるべく、地域との連携を一層推進する教育機関となっている。

■ 地域の産業の状況

稻沢市は680年以上もの歴史を誇る植木・苗木の生産地として全国的に知られており、埼玉県川口市、大阪府池田市、福岡県久留米市と並ぶ日本四大生産地の一つである。そのルーツは鎌倉時代、国分寺柏庵和尚が中国で学んだ柑橘類の接木法を、矢合地区の農家に広めたことが最初だといわれている。稻沢の植木・苗木は、苗の育成に適した気候と木曽三川がつくった肥沃な土壌により、種類が豊富で品質も良いことから、各地で高い評価を得ている。また、名古屋市へのアクセスが良いため、近年はベッドタウンとしての発展がめざましく、三菱グループや豊田合成などの工場が進出している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
評価領域III 教育の実施体制 ○専門教育として必要な図書数や種類等を不斷に確認し、整備するなど、図書の充実が望まれる。	○書庫に保管している古い書籍を遡及入力などで整備し、配架場所を変えることで図書の充実をめざす。 ○書庫資料の利用を促すため、利用者の動線を考えて机や棚などの位置を工夫する。 ○専門分野に関する図書について利用者の要望に見合った予算の確保ができるよう求めている。	○古い図書を整備し、配架場所を変えることで資料が探しやすくなり、利用可能冊数が増えた。 ○書庫の入口にあったロッカーなどを取り除き、ロビーと一体化させることで、書庫利用者が増えた。 ○レファレンスを充実させ、利用者の要望にあった図書を厳選し、予算の多くを専門書に費やした。
評価領域V 学生支援 ○望ましい学生像（アドミッション・ポリシー）は進学を検討している高校生にも理解してもらえるよう、短期大学案内やウェブサイトにも記載することが望まれる。学科の教育目標についても短期大学案内にも掲載することが望ましい。	○平成23年度より学生募集要項及び本学ホームページにおいて、学科・専攻・コースごとの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明記し、本学が求めている学生像を高校生等に示している。	○「高等学校段階で履修すべき科目等」については教科だけに限定せず、その領域に興味・関心を持っている程度にすることで、様々な高等学校の課程で学んだ受験希望者が志望できるようにしている。 ○AO入試の学科の内容に沿った課題の呈示等で、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）が明確になり、学科と受験生の相互の理解を深め、本学の受験者の受け入れ方針を明確にアピールすることができるようになった。
評価領域VIII 管理運営 ○理事長・理事会、学長・教授会は、それぞれの職責について、より組織的な整	○学校法人足立学園寄附行為の改正及び条文の追加（平成23年3月22日施行）として理事長の職務の条文を追加	○法人運営を行っていくための必要な規則である寄附行為を整備することにより法人運営を円滑に進めるこ

備をすることが望まれる。	する（第7条）ことで、理事長の職責について整備した。また、理事会については第17条に記載されている。学長及び教授会については、愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程及び愛知文教女子短期大学教授会規程の定めるところによる。	とができた。
評価領域IX 財務 ○短期大学部門及び学校法人全体の収支バランスの改善が望まれる。 ○短期大学全体の収容定員充足率を上げるように努力されたい。	○定員充足率の低い幼児教育学科の立て直しを図るために、平成22年度から新たな学科長のもと、学科存続の危機意識を持って改革に取り組んだ。 ○平成20年度からの学園の年次計画により施設改修に着手した。 ○平成22年度より広報戦略として高校教員のOBによる現地駐在員制度を導入して高校訪問を強化した。	○平成22年度以降のオープンキャンパス参加者の増加に伴い、志願者・入学者ともに年々増加傾向にある。特に入学定員の多い幼児教育学科の定員充足率が向上した結果、短期大学の収支状況の大幅な改善につながった。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
○短期大学の存在意識を地域社会に周知させ、貢献するため生涯学習に注力する。	○地域に開かれた短期大学として、地元稻沢市の生涯学習講座の一部を実施している。平成24年度からは学内に「足立学園総合研究所」を設立し、それまで以上にリカレント、生涯学習に取り組んでいる。	○研究所の設立により、生涯学習を目的とした講座の開講数、受講者数とも飛躍的に伸びた。平成25年に稻沢市と締結した「連携に関する包括協定」には生涯学習の項目が含まれており、本学知財の地域への還元が求められた。稻沢市や地域の各種ステークホルダーからの依頼も増え、本学の存在意義が地域に周知されてきた。

- ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

- ① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
- 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成27年度を含む過去5年間のデータを示す。

平成23年度～平成27年度設置学科等について

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生活文化学科 食物栄養専攻	入学定員	40	40	40	40	40
	入学者数	44	44	44	42	42
	入学定員 充足率 (%)	110	110	110	105	105
	収容定員	80	80	80	80	80
	在籍者数	85	87	86	85	84
	収容定員 充足率 (%)	106	108	107	106	105
生活文化学科 生活文化専攻	入学定員	30	30	30	30	30
	入学者数	17	24	31	26	24
	入学定員 充足率 (%)	56	80	103	83	80
	収容定員	60	60	60	60	60
	在籍者数	45	43	55	57	50
	収容定員 充足率 (%)	75	71	91	95	83
幼稚教育学科 第1部	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	43	48	61	87	88
	入学定員 充足率 (%)	53	60	76	109	110
	収容定員	160	160	160	160	160
	在籍者数	67	90	108	148	170
	収容定員 充足率 (%)	41	56	67	93	106
幼稚教育学科 第3部	入学定員	70	70	70	70	70
	入学者数	44	55	68	84	77
	入学定員 充足率 (%)	62	78	97	120	110

	収容定員	210	210	210	210	210
	在籍者数	92	119	154	199	216
	収容定員 充足率 (%)	43	56	73	95	103
専攻科 介護福祉専攻	入学定員	30	30	30	30	廃止
	入学者数	14	6	6	7	
	入学定員 充足率 (%)	46	20	20	23	
	収容定員	30	30	30	30	
	在籍者数	14	6	6	7	
	収容定員 充足率 (%)	46	20	20	23	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成26年度を起点とした過去5年間のデータを示す。

(2) 卒業者数 (人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活文化学科	44	67	61	65	73
食物栄養専攻	33	41	42	41	42
生活文化専攻	11	26	19	24	31
幼児教育学科第1部	34	22	41	46	60
幼児教育学科第3部	19	22	25	32	51
専攻科	14	14	5	6	7
計	111	125	132	149	191

愛知文教女子短期大学

③ 退学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活文化学科	4	1	3	2	2
食物栄養専攻	2	1	3	2	2
生活文化専攻	2	0	0	0	0
幼児教育学科第1部	1	3	2	1	6
幼児教育学科第3部	3	6	7	7	9
専攻科	0	0	1	0	0
計	8	10	13	10	17

④ 休学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活文化学科	2	1	0	0	1
食物栄養専攻	0	0	0	0	1
生活文化専攻	2	1	0	0	0
幼児教育学科第1部	1	2	3	1	1
幼児教育学科第3部	1	0	1	4	2
専攻科	0	0	0	0	0
計	4	3	4	5	4

⑤ 就職者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活文化学科	38	58	54	62	66
食物栄養専攻	28	37	40	38	38
生活文化専攻	10	21	14	24	28
幼児教育学科第1部	27	18	31	37	56
幼児教育学科第3部	17	20	20	28	43
専攻科	14	13	3	6	7
計	96	109	108	133	172

⑥ 進学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活文化学科	0	2	3	0	3
食物栄養専攻	0	2	2	0	2
生活文化専攻	0	0	1	0	1
幼児教育学科第1部	7	3	5	6	2
幼児教育学科第3部	2	2	1	2	0
専攻科	0	0	0	0	0
計	9	7	9	8	5

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」(「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照) 内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成27年5月1日現在

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
生活文化学科	5	5	1	1	12	8		4	3	32	家政関係
幼児教育学科 第1部	3	4	2	0	9	6		2	0	11	教育学・保育学関係
幼児教育学科 第3部	2	3	2	0	7	2		1	0	4	教育学・保育学関係
(小計)	10	12	5	1	28	16		7	3		
一般教育担当	3	1	0	0	4				0	0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							4	2			
(合計)	13	13	5	1	32		20	9	3		

[注]

- 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数(昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。)を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
- 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数(通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がいない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

(2) 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	16	5	21
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	1	2
その他の職員	2	3	5
計	19	9	28

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技術労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

(3) 校地等 (m²)

校地等	区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²)	在学生一人当たりの面積 (m ²)	備考(共有の状況等)
校舎敷地	6,368.23	0	0	6,368.23	6,368.23	5,100.00	15.49	
運動場用地	1,686.26	0	0	1,686.26	1,686.26			
小計	8,054.49	0	0	8,054.49	8,054.49			
その他	3,692.44	0	0	3,692.44	3,692.44			
合計	11,746.93	0	0	11,746.93	11,746.93			

[注]

- 基準面積 (m²) = 短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [口] ÷ 当該短期大学の在籍学生数(他の学校等と共有している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

(4) 校舎 (m²)

区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²)	備考 (共有の状況等)
校舎	12,668.29	0	0	12,668.29	5,950.00	

[注]

□ 基準面積 (m²) = 短期大学設置基準上必要な面積

(5) 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
18	32	10	2	1

(6) 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
18

※ 講義室 I・II号館／2階：201、202 3階：301～306 4階：401、402

III号館／1階：A、B、Cセミナー室 2階：201～203 3階：301、302

演習室 I・II号館／1階：和室 2階：図工室、音楽室、リズム室、ピアノ個室11

3階：オペレッタ工房 4階：専攻科演習室、ピアノ個室9

III号館／2階：医療秘書演習室 4階：視聴覚室、ピアノ個室4

実験実習室 I・II号館／1階：調理実習室I・II、介護実習室、入浴実習室

2階：理化学実験室、幼児教育実習支援室

III号館／1階：給食管理実習室、小児保健実習室 2階：被服構成実習室

4階：合奏室

情報処理学習室 III号館／2階：パソコン教室 4階：インターネット教室

語学学習施設 I号館／2階：図書閲覧室

(7) 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種) 電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)				
一般教養	20,756 [807]	0	図書に含む	0	0
専門	25,692 [1,699]	4,439 [63]	図書に含む	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	46,448 [2506]	4,439 [63]	0	0	0

図書館	面積 (m ²)	閲覧座席数	収納可能冊数
	462	44	50,000冊
体育館	面積 (m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	949.25	テニスコート2面	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

事 項		公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページに掲載 URL: http://www.ai-bunkyo.ac.jp/
2	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページに掲載
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページに掲載
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ホームページに掲載
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページに掲載
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ホームページに掲載
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ホームページに掲載
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ホームページに掲載
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページに掲載

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページに掲載

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

- 学習成果をどのように規定しているか

学習成果は、学則第28条（単位の授与）及び第29条（成績の評価）で規定しているほか、各学科の教育目標と履修案内の授業内容案内（シラバス）に「授業概要・ねらい」として具体的に示されている。また、履修案内に掲載される履修要項では、試験をはじめ成績評価の方法など学習成果の測定について、分かりやすく説明している。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか

生活文化学科では、各専攻課程の専門的学習成果を外部の試験によって客観的に評価している。食物栄養専攻は平成22年度より毎年12月に実施する「栄養士実力認定試験（日本栄養士養成施設協会）」を、生活文化専攻情報医療コースは、平成24年より「メディカルクラーク」の称号が与えられる「医療事務技能審査試験（一般財団法人 日本医療教育財団）」の合否を学習成果測定、学習成果の向上に活用している。また、食物栄養専攻は「めざせ！ちびっこシェフ」、情報医療コースは「いなざわ子ども生活塾」、さらに専攻の枠を越え、学科として取り組む食物アレルギー対応食のクリスマスパーティー「みんないっしょのクリスマス」など、地域社会に向けた生涯学習講座、出前授業、行事などに、学生が運営スタッフとして積極的に関わることで、学習成果を実践する「実践的教育」を展開し、学習内容の定着を図ることで学習成果を向上させている。

幼児教育学科の学生は保育士資格と幼稚園教諭免許取得を目指とし、「履修カルテ」の作成時に全学生が自己評価を行っており、学習成果の向上に自覚的に取り組むことができる。

各学外実習後に学習成果を対象としたアンケート形式で自己評価できるようにしている。実施後、個別の面談において園からの評価表と自己評価をもとに指導をしており、実践力養成のための学習成果向上につながっている。

学外実習の前に行なうステップアップ講座は学習目標に至らない学生及び自分のスキルの向上を目指す学生のための補講である。指導案作成、日誌の書き方、ピアノ、おむつ交換、手あそび講座など開講し、苦手な分野を補ったり、また興味ある分野の更なる向上を図る場となっている。

また授業外でのピアノ練習において、毎日の練習時間、進度を学生自らチェックシートに記録、自己申告させている。学生はピアノに取り組む自分の姿勢を客観的に把握でき、教員からのアドバイスをもとに次へのステップアップを図ることができる。

また地元に根ざしたイベントとして定着してきた「文教こどもフェスタ」は6回目を迎えた。日々の学習の成果を発表する場であり、子どもたちと触れ合う実践活動の場もある。毎年、市内の園にチラシを配布、800名程の子どもと保護者が来場するフェスタは、学習成果を広く公開するものであり、その充実を図るものとなっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

- オフキャンパス（実施していれば記述する）
- 遠隔教育（実施していれば記述する）
- 通信教育（実施していれば記述する）
- その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

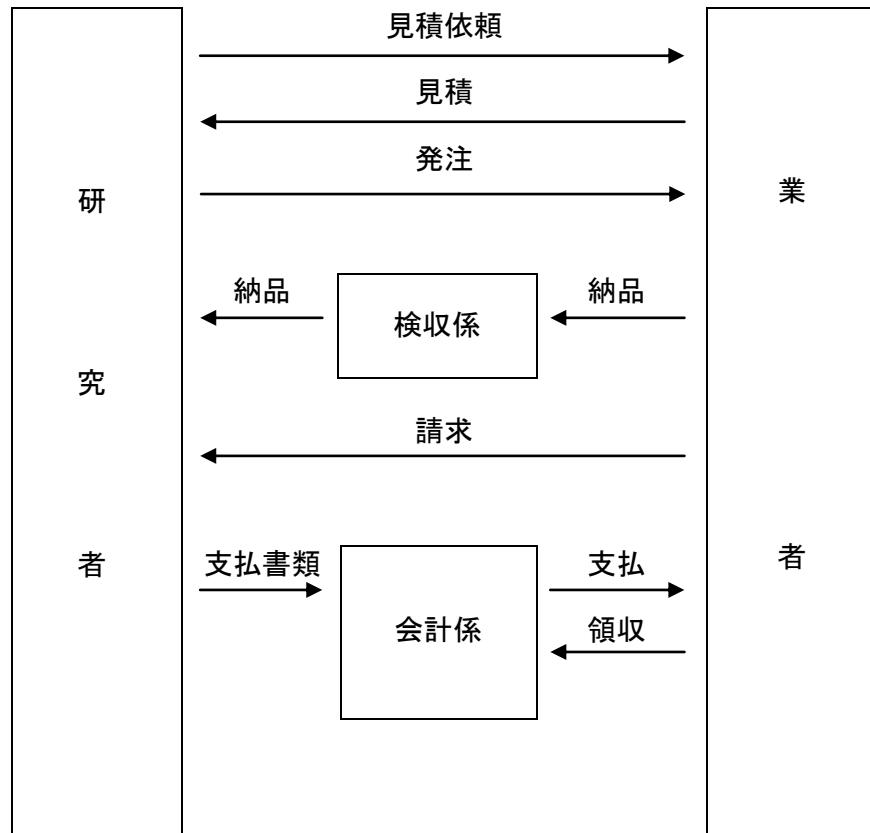
本学はいずれも実施していない

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費補助金の使用については、「研究費補助金の事務取扱内規」、「公的研究費の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程」を設け、全教員に配布・説明して適正に処理すること、不正取引が起こらぬようすることを周知徹底している。

■ 納品検査・支払体制



■ 公的研究補助金交付

独立行政法人日本学術振興会 1件 (平成 25~28 年度)

基盤研究 (C) 「特別養護老人ホームの看取り介護の実践と職務満足度」

独立行政法人日本学術振興会 1件 (平成 25~27 年度) 共同研究

基盤研究 (B) 「学童における食習慣と肥満および生活習慣病リスクマーカーに関するコホート研究」

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（24年度～26年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定 員	現 員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理 事 会	人 7	人 7	平24年5月29日 14:30～15:10	人 5	% 71.4%	人 2	2 / 2
		7	平成24年6月8日 15:30～16:10	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成24年8月1日 15:30～16:10	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成24年9月26日 15:30～16:15	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平25年2月28日 14:45～15:15	5	71.4%	2	2 / 2
		7	平成25年3月26日 14:45～15:15	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成25年4月23日 14:45～15:15	7	100.0%	1	2 / 2
		7	平成25年5月30日 14:30～16:30	7	100.0%	1	2 / 2
		7	平成25年8月26日 15:00～15:30	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成25年11月20日 15:00～15:20	7	100.0%	2	2 / 2
		7	平成26年3月19日 14:15～14:40	7	100.0%	1	2 / 2
		7	平成26年3月27日 14:30～15:10	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成26年5月28日 14:00～14:20 15:10～15:30	5	71.4%	2	2 / 2
		7	平成27年3月5日 15:40～16:10	7	100.0%	0	2 / 2
		7	平成27年3月25日 15:00～15:30	7	100.0%	0	2 / 2

愛知文教女子短期大学

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	15~21 人	16 人	平24年5月29日 15:30 ~ 16:30	12	75.0%	2	2 / 2
			平成24年6月8日 14:30 ~ 15:10	16	100.0%	0	2 / 2
			平成24年8月1日 14:30 ~ 15:10	16	100.0%	0	2 / 2
			平成24年9月26日 14:00 ~ 15:00	16	100.0%	0	2 / 2
			平成25年2月28日 13:50 ~ 14:35	10	62.5%	6	2 / 2
			平成25年3月26日 13:30 ~ 14:35	15	93.8%	0	2 / 2
			平25年4月23日 13:30 ~ 14:40	13	81.3%	1	2 / 2
			平成25年5月30日 15:15 ~ 16:00	15	93.8%	4	2 / 2
			平成25年8月26日 14:00 ~ 14:45	16	94.1%	0	2 / 2
			平成25年11月20日 14:00 ~ 14:45	15	88.2%	2	2 / 2
			平成26年3月19日 13:30 ~ 14:10	13	81.3%	1	2 / 2
			平成26年3月27日 13:30 ~ 14:20	14	87.5%	0	2 / 2
			平成26年5月28日 14:30 ~ 15:00	12	80.0%	3	2 / 2
			平成27年3月5日 14:10 ~ 15:30	15	100.0%	0	2 / 2
			平成27年3月25日 14:00 ~ 14:45	15	100.0%	0	2 / 2

[注]

1. 平成24年度から平成26年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

特記事項なし

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

平成26年度の自己点検評価委員会の構成は下記のとおりである。

委員長 水野重夫（副学長 A L O 教務部長 教授）
委員 古山敬子（学長）
委員 安藤京子（副学長 地域貢献推進部長 生活文化学科長 教授）
委員 早矢仕清貴（入試・広報センター長 幼児教育学科長 教授）
委員 渡辺香織（学術研究部長 准教授）
委員 内藤克弘（就職支援部長）
委員 太田由美子（学生部長 教授）
委員 笠井紀世史（附属図書館長 教授）
委員 横山晴一（総務部長 専攻科長 教授）
委員 横井孝夫（事務長）
委員 鈴木雅之（法人本部長）
委員 別府信和（総務課長）
委員 居澤博（学務課長）

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

教授会 – **自己点検評価委員会**

- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、学則第2条に「自己評価等」を掲げ、それに基づいて「自己点検・評価実施規程」を定めている。

[学則]

第2条 本学の教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

[自己点検・評価実施規程 平成18年4月1日施行]

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学における教育研究水準の向上と活性化を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関し必要な事項を定める。

(構成委員会)

第2条 自己点検・評価を有効適切に実施するため、次の組織を設ける。

1 自己点検評価委員会

(1) 自己点検評価委員会は、学長が指名した委員をもって構成し、全学の自己点検・評価に関する事項を担当するほか、各専門委員会を統括する。

- (2) 自己点検評価委員会の議長は学長とする。ただし、学長の指名した者の代行を妨げないものとする。

2 専門委員会

- (1) 自己点検評価委員会は、自己点検・評価を行うために、必要に応じて各分掌、各委員会、各会議による専門委員会を置くことができる。
- (2) 各専門委員会は、各専門分野に関する事項を担当し、その結果を自己点検評価委員会に報告する。
- (3) 各専門委員会の議長は、各分掌、各委員会及び各会議の主任とする。

(評価対象項目)

第3条 自己点検評価委員会及び専門委員会の評価対象項目は、本学の教育理念と目的実現のため、必要な項目を別途定める。

(評価方法と基準)

第4条 自己点検・評価の実施については、当該年度で点検評価すべき項目を毎年度当初に自己点検評価委員会で決定し、対象項目の実態について調査、分析、検討して現状把握の上、改善策を策定する。なお、評価期間は年度を単位とし、必要に応じ延長することができるものとする。

(委員会の開催)

第5条 自己点検評価委員会は、原則として隔月1回開催し、各専門委員会は、自己点検評価委員会の要請に応じ隨時開催する。なお、自己点検評価委員会は、必要に応じ第2条に規定する構成員以外の教職員の出席を求めることができる。

(理事会報告)

第6条 自己点検評価委員会は、点検評価の結果を総括し、改善資料として理事会に報告するものとする。

(公表と検証)

第7条 自己点検評価委員会は、毎年度、点検評価の結果を取りまとめ、教授会に報告し、必要に応じこれを公表するとともに、他大学と相互評価を行うなど、点検評価の結果について学外者による検証の実施に努めること。

○今後の自己点検・評価

第三者評価として短期大学基準協会の評価を受ける方向で、年度ごとに点検・評価の充実を図ってきた。そのために、毎年点検作業を行い、報告書を作成してきた。その中で、問題点や課題を洗い出し、改善できるものについては改善するよう努めてきた。今後は第2クールの第三者評価に向けて、毎年継続的に自己点検・評価を実施していきたい。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成26年度を中心）

本学は、平成15年度より自己点検・評価報告書を発行していたが、平成16年11月に財団法人短期大学基準協会（以下、「協会」という）から「評価基準」、「報告書作成マニュアル」が示されたことを受け、それまでの年次報告書的な内容から、方針、構成、内容など異なる

る部分について全面的に見直しを行い、協会の「報告書作成マニュアル」に沿って次の方針のもとに作業を進めることとした。

- (ア) 「報告書作成マニュアル」に従ってまとめを行う。
- (イ) まとめの作業を通して問題点を洗い出す。
- (ウ) 改善すべき点は、可能な限り改善する方向で努力する。
- (エ) 将来の第三者による評価に向けて、年度ごとに段階的に内容の充実を図る。

その後、平成17年度より開始された財団法人短期大学基準協会の第三者評価を平成22年度にお願いし、当協会指定の評価システム・評価要領に沿って、ALO主導のもと検証作業を行った結果、平成23年3月24日付けで「適格」の評価を受けることができた。自己点検・評価報告書の作成に当たっては、ALOを中心に準備が進められ、自己点検評価委員会で検討を行い、関係部署へ協力を要請してきた。各学科、専攻科の教員は言うまでもなく、関係事務職員の協力を得ながらそれぞれの原稿の執筆分担を依頼し、その原稿がそろった段階で委員会においてさらに表現の統一や整合性のチェック等を行い、全体として一つの報告書としてまとめあげるという作業で完成させてきた。

自己点検・評価報告書を作成する過程で各部門の活動状況や、各教員の教育・研究の状況について明らかにするとともに、それぞれが改善事項を精査し、活動に役立ててきた。とりわけ平成22年度に「適格」の認定を受けたことで、各事務部門及び各教員にとって自己点検・評価の重要性を改めて認識することとなった。

これまでの本学の自己点検・評価報告書の作成状況は以下のとおりである。

第1回 自己点検・評価報告書 —現状と課題— 2002年度 平成15年7月1日発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第2回 自己点検・評価報告書 —現状と課題— 2003年度 平成17年2月1日発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第3回 自己点検・評価報告書 —現状と課題— 2004年度 平成18年3月31日発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第4回 自己点検・評価報告書 2005年度 平成18年12月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第5回 自己点検・評価報告書 2006年度 平成20年2月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第6回 自己点検・評価報告書 2007年度 平成20年7月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第7回 自己点検・評価報告書 2008年度 平成21年9月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第8回 自己点検・評価報告書 2009年度 平成23年5月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第9回 自己点検・評価報告書 2012年度 平成26年1月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

第10回 自己点検・評価報告書 2013年度 平成27年1月発行

編集 愛知文教女子短期大学自己点検評価委員会

平成22年度の短期大学基準協会第三者評価において指摘された改善事項は、真摯に受け

止め、自己点検評価委員会を中心に平成23年度自己点検・評価報告書を作成する中で、改善に向けての議論を行った。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

昭和2年3月、学園創立者足立闡励は本学（旧稻沢高等女学校）を設立し、その建学の精神を、「質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する」こととした。本学では、これを「正・明・和・信」という教育理念の形で具現化し、学生・教職員への周知徹底を図っている。さらに、ホームページや大学案内等にも冒頭にこれを掲載し、受験生や保護者、地域社会の方々にも紹介している。

本学の各学科・専攻課程の教育目的・目標は、建学の精神と教育理念に基づいて定められており、すべての科目の授業計画や学習成果等はこれらを踏まえて作成されている。また、それらは、履修案内に掲載することで全学生に周知し、ホームページや大学案内のパンフレット、学生募集要項等に記載し、学外に示している。

基礎科目では、女性としての知性と人間性を高め、充実した学生生活を始めるための動機づけとして「現代教養基礎」を1年次の必修科目としている。また、基礎数学・英会話・OA演習を全学科・専攻課程の必修科目としている。専門科目においても、各学科の特徴を生かした取組を実施している。その他の取組として、FD・学術研究委員会が中心となり「教員相互の授業参観」や「学生による授業評価・満足度調査」を前期・後期の年2回ずつ実施するなど、教員自身の授業改善や授業水準の向上を目指している。

従来、クラスごとの連絡や、学科・専攻課程別の行事等は、月曜日と水曜日の第1時限と第2時限の間の30分間を利用して行っていたが、平成25年度から、毎週水曜日の第2時限に「文教アワー(B H)」を全学に導入した(平成26年度から毎週月曜日第2時限に変更)。毎週1回90分の時間を確保することにより、アドバイザー(平成25年度から「クラス担任」を「アドバイザー」と改称)は学生に教育目的・目標をより的確に伝えるとともに、これを様々な方法で教育・指導していくことが可能となった。そのほか、個人面談の時間も確保されるので、学生に対してこれまで以上にきめの細かい指導ができるようになった。

平成6年度から自己点検評価委員会が組織され、平成18年度からは学則第2条(自己評価等)に基づいて「自ら点検及び評価を行う」と定めている。自己点検・評価報告書については、平成15年度から発行している。配布先は、本学教職員はもとより短期大学基準協会をはじめ、外部から自己点検・評価報告書、相互評価報告書の送付を受けた大学・短期大学となっている。

社会の変化やその時々の時代の要請により、教職員や学生に求められるものは時々刻々変化している。本学では、学科・専攻課程内の学生の習熟度の差が大きいため、短期大学としての教育の質を保証するために、今後はより一層きめの細かい教育計画と個別対応を進める必要がある。

自己点検・評価については、第2クールの第三者評価に向けて、平成25年度から、短期大学基準協会の新しい基準に対応する自己点検・評価の方法の確立と、自己点検・評価報告書を作成する自己点検・評価活動を通して課題・問題点の洗い出しを行ってきた。今後は、課題や問題点を整理し、それらの改善に向けて、個々の教職員の自己点検・評価の意識をさらに高めていきたい。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

■ 基準 I - A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の「建学の精神」とそれに基づく「教育理念」は以下のとおりである。

《建学の精神》

『質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する』

学園の創立者である足立闡勵は、「尊い偉大な大宇宙のもとは、愛や慈悲、すなわちなんとか良いものを作り上げたいという神仏の御力の積み重ねであり、なんとかして幸せにと願う女性にこそ、宇宙の本体である仏の心が一番強く現れる。だから女性は尊い。家庭の幸せも母による。社会の平和も女性の力による。幸せな家庭、より良い社会になるには女性の教育が大切である」という信念のもとに本学を設立した。この建学の精神は、学則第1条（教育の目的）として受け継がれ、学園創立80有余年を経過した今もなお本学教育の指針となっている。

《教育理念》

『正しく、明るく、和やかで、信じ合える人を育成する』 《正・明・和・信》

正=嘘や偽りがなく、清廉であることを常に追い求める心を大切にし、

明=知に明るく、包み隠しのない人柄で、

和=周囲の人への配慮と相手の立場になって考えることができ、

信=相互に信じ、信じられる人間を育成する。

上記の建学の精神と教育理念は、ホームページや大学案内のパンフレット、学生便覧、履修案内等に明記し、本学学生や受験生及び保護者をはじめ、学内外に広く公表している。受験生や保護者にはオープンキャンパスや、本学の教職員が高等学校に出向いて行う説明会、出前授業等において紹介し周知を図っている。さらに新入学生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて周知させ、入学式の学長式辞や年度当初の学長講話の中でも繰り返し触れるようにして徹底を図っている。平成26年度からは、1年生全員が受講する必修科目「現代教養基礎」の中で、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座を追加し、

学生に対して一層の理解を促している。教職員は、教授会、学科会、各種委員会等で、また入学後の学生は日々の学生生活の中で常にこれらを確認している。また教育理念の解釈やこれに基づいて設定される教育目的・目標の点検と見直しについては、隨時各学科会議や運営協議会、教授会等において問題点や課題を洗い出し、教育活動の改善に資するよう努めている。

(b) 課題

前述のように、建学の精神、教育理念を様々な機会をとらえて学内外に公表しているが、学生の認識状況の把握と、社会的な理解・支持を広げる取組は相対的に遅れていると言わざるを得ない。特に、学生への周知がどこまで徹底しているかについては、アンケート調査等によるデータを収集し、今後これを点検する必要がある。また、教職員についても、少しづつではあるが構成員が年々入れ替わるので、常に全教職員の間で誤解や認識不足が生じないよう、この理念を共有し、各教職員が意図した教育や研究、学生支援ができたかどうかの点検をする機会を持つ必要がある。

■ テーマ 基準 I -A 建学の精神の改善計画

社会の変化やその時々の時代の要請により、教職員や学生に求められるものは時々刻々変化している。さらに、教育基本法や小・中・高等学校の学習指導要領の改訂に伴い、本学に入学してくる学生の資質や能力、生き方取り方にに対する考え方も変化している。このため、建学の精神、教育理念の意味するところを学生にどう伝えるのかを常に教職員全員が考えておく必要がある。

本学では、毎年、自己点検評価委員会から各学科会議や運営協議会、教授会に対して、建学の精神、教育理念を踏まえた教育目的・目標の点検と見直しを要請している。これを受け、各会議において定期的に協議が進められ、建学の精神、教育理念の解釈の定着や、それを受けた教育目的・目標の再確認と問題点・課題の洗い出しを行い、本学における教育活動の改善に資するよう努めている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

■ 基準 I-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目標は、「人格の完成を目指し、『正・明・和・信』の精神のもとに、情操の陶冶と徳性の涵養を図ること」、「人間性豊かで、学科・専攻課程・コースの各分野における専門的な知識・技術を身につけた、国家・社会の発展に寄与し得る人材の育成を図ること」とする。また、各学科・専攻課程、専攻科の教育目的・目標も、本学の建学の精神と教育理念に基づき、具体的な形で学生便覧、履修案内に明記している。

各学科・専攻課程、専攻科の教育目的・教育目標は次のとおりである。

【生活文化学科】

(教育目的)

幅広い教養と生活に関わる各専攻分野の知識・技術・実践力を有し、柔軟かつ主体的に社会貢献できる女性を育成する。

(教育目標)

(1) 食物栄養専攻

栄養士としての役割を理解し、「食」と「健康」に関する知識・技術と教養を有し、食育の推進と健康の維持増進の担い手となる人材を育成する。

(2) 生活文化専攻

ア 情報ビジネスコース

「人」や「社会」から信頼され、幅広いニーズに対応できるビジネス実務能力、ホスピタリティマインド、教養を有し、自ら考え行動できる人材を育成する。

イ 情報医療コース

医療現場に対応できる医学の知識、医療人としてのホスピタリティマインド、高度な事務能力と教養を有し、医療サービスの向上に貢献する人材を育成する。

【幼児教育学科第1部、第3部】

(教育目的)

子どもに対する愛情と保育への使命感を持ち、豊かな人間性と実践力を備えた幼児教育・保育の専門家として社会に貢献できる人材を育成する。

(教育目標)

広い視野と豊かな人間性・専門性を兼ね備え、乳幼児のみならず保護者からも愛され、

信頼される幼稚園教諭・保育士を養成する。

【専攻科・介護福祉専攻】(平成27年3月31日廃止)

(教育目的)

人間の尊厳や個人の人格を重視し、「生活支援」という概念づけができる介護福祉教育により、他人を思いやる人間性豊かな介護福祉士を育成する。

(教育目標)

介護福祉に関する専門的な知識・技術を習得させ、「求められる介護福祉士像」を目指してその理念と社会的意義を理解させる。

各学科・専攻課程の教育目的・目標は教育課程を編成する上で土台となるもので、すべての科目の授業計画や学習成果等はこれらを踏まえて作成されている。これらは、大学案内のパンフレットや学生募集要項にも掲載し、ホームページ上では、各学科・専攻課程の特徴や授業紹介をする中で、受験生や保護者に分かりやすい形で紹介している。学生には年度の始めに配布される履修案内に掲載することで周知・徹底を図るとともに、各学科会議やカリキュラム委員会、運営協議会、教授会等で定期的に点検し改善を図っている。

(b) 課題

各学科・専攻課程の教育目的・目標に従って、生活文化学科・食物栄養専攻では栄養士、生活文化専攻では医療秘書実務士、上級秘書士、上級情報処理士、幼児教育学科では幼稚園教諭と保育士の資格取得を入学者全員が卒業時に達成できる教育体制を確立することが課題である。しかし一方では、学生が日々の学びの中で、自身の理解、職業観に対する理解が進み、新たな進路や目標設定が行われる場合がある。それらの学生に対しては、個別に資格取得や受講するカリキュラムの調整などを行い、柔軟に対応していく体制を作ることも必要である。さらに、本学では全学的な教育目的が策定されていないので、未策定の全学的な入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とともに早急に策定する必要がある。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果は、建学の精神に基づき各学科・専攻課程ごとに定めている。具体的には、各学科・専攻課程ごとに教育目的・目標を定め、学生が在学中にどのような資質や能力を獲得し、どのような資格を取得することができるようになるのかについて示している。それらは、履修案内に掲載することで全学生に周知し、ホームページや大学案内のパンフレット、学生募集要項等に記載することで学外に向けても情報発信を行っている。

学生が各学科・専攻課程で指定された科目や自ら選択した科目を履修・修得することにより学習成果を得ることができるが、シラバス（授業内容案内）には科目ごとの学習成果を掲載し、学生がそれらの科目をどのような心構えで履修したらよいか、履修後には何ができるようになるのか、について分かりやすくかつ具体的に示している。

平成26年度より、成績評価のグローバルスタンダードであるGPAを導入し、学習成果の評価に活用している。

学習成果は、生活文化学科・食物栄養専攻が栄養士、生活文化専攻・情報医療コースが医療秘書実務士、上級秘書士、上級情報処理士、幼稚教育学科第1部・第3部は、幼稚園教諭、保育士の各資格と深く結びついている。専攻科・介護福祉専攻においては、日本介護福祉士養成施設協会の卒業時共通試験により、学内での基準を達成した学生を介護福祉士国家資格取得者として登録している。

教務部では全学的に資格取得状況を毎年定量的に調査・報告し、学習成果を点検とともに、これらの調査結果を次の行動計画の策定に活用している。

授業科目は試験、報告書（レポート）、その他による成績審査によって単位が授与（認定）される。成績評価の基準はどの科目も評価項目ごとにパーセントで表し、シラバスに明記している。成績評価は高い方から順に秀・優・良・可・不可で表示され、可以上を合格とし、不可の場合は単位を認定しない。また、試験の受験資格（単位修得のための条件）として、当該科目の授業時数の5分の4以上（15回のうち12回以上）出席しなければ試験を受けることができない。欠席が3回になった時には科目担当教員から警告書が発行され、アドバイザーを通じて学生に伝えられる。なお、学外実習による欠席は補講等を行い、出席扱いとする場合がある。また、進学・就職活動、病気等で欠席する場合は、3分の2以上（10回以上）出席した時は、受験資格があるもの

としている。

学内における学生の単位修得状況は、各学科・専攻課程・コースごとに、科目別に成績通知書で学生に通知している。さらに、自己点検・評価報告書にも掲載して学内外に公表している。

学習成果の点検は、各学科会議、カリキュラム委員会、運営協議会、教授会等で定期的に行い改善を図っている。

(b) 課題

全学的教育目標である、「人間性豊かで、学科・専攻課程・コースの各分野における専門的な知識・技術を身につけた、社会の発展に寄与し得る人材を育成」するためにはどのような仕組みづくりをし、入学者全員が、各学科・専攻課程が目標とする学習成果を取得するためには、どのような教育体制や学習支援体制を確立していくかが今後の課題である。

本学では、各学科・専攻課程の学習成果を定めているが、カリキュラムマップの形で学生に提示するところまでは至っていない。今後は、学生が現在履修している科目が、どのような目的で開講され、その科目の履修後にどういう力が身につくのかがはっきりと分かるカリキュラムマップの作成に注力していきたい。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令遵守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのP D C Aサイクルを有している。

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学校教育法、短期大学設置基準、学科・専攻課程の資格取得に係る規則等を常に確認し、通達に従い科目等の改訂を行っている。学習成果のアセスメントは、成績評価、資格取得状況調査に加え、平成26年度からG P Aを導入している。

短期大学として一定の教育水準を維持するために、本学では以下に具体的に示すような様々な取組を行っている。

これらの取組の成果として、本学では専門職として就職をしている卒業生が多い。このことは本学において「教育の質の保証」が確実にされている証であると考える。

【基礎科目における取組】

短期大学における初年次教育として、充実した学生生活を始めるための動機づけとなるよう、「現代教養基礎」を1年次の必修科目としている。学科・専攻課程を越えた少人数でグループを編成（1グループ20人程度）し、コミュニケーションスキル、リスクマネジメント、電話の応対マナー、トータルコーディネート、生活習慣病予防のための食生活、運動と健康など、他学科・専攻課程の専門分野を含む広範な内容についてオムニバス方式で開講している。最終回にはプレゼンテーションによるまとめの発表機会を設けるなど、社会人基礎力向上に取り組んでいるが、平成26年度からは初回と最終回に、「社会人基礎力」についてアンケート調査による測定を実施し、学習成果の把握に努めている。また、この調査の分析結果は研究論文として紀要に発表され、各学科・専攻過程の学習成果の向上に活用されている。なお、平成26年度には、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座を追加した。

基礎数学・英会話・OA演習を全学科・専攻課程の必修科目とし、国際社会や情報化社会で生きていくための基礎的・基本的な学力を身につけることができるようなカリキュラムを編成し、学力水準の維持に努めている。

【専門科目における取組】

生活文化学科では、毎週水曜日の朝と毎月1回以上、専任教員の学科会議を持ち、授業内容の検討をはじめ、学生の出欠状況や学習状況等についての情報交換を行っている。また、各科目間で重複する授業内容については関係する科目担当教員間で調整しており、年度が始まる前に専任・非常勤の教員間で綿密な打合せを行っているが、必要に応じてE-mailを利用し、授業内容や学生についての情報交換を行っている。学習成果のアセスメントとしては、外部の試験による客観的評価を活用している。

生活文化学科としては、コミュニケーション能力習得を目的に地域貢献活動への参加の

機会を設け、実践的教育プログラムを行っている。食物栄養専攻では、栄養士養成科目について、各学期・学年で到達目標に到達しない学生に対して卒業時まで科目担当教員が、到達レベルに応じた課題を順次出す形で継続指導をすることにより単位の修得を目指している。また、生活文化専攻においても、入学時よりコースとして取得可能な複数の資格の中から、個人のレベルに応じた資格取得を個別に目標設定し、単位修得に向けて個別指導を徹底して行っている。

食物栄養専攻は平成22年より毎年12月に実施する「栄養士実力認定試験（一般社団法人栄養士養成施設協会）」の判定を、生活文化専攻・情報医療コースは、平成24年より「メディカルクラーク®」の称号が与えられる「医療事務技能審査試験（一般財団法人日本医療教育財団）」の合否を、学習成果の測定、向上に活用している。これを含めた学習成果の評価、社会的ニーズ並びに各業種の専門的ニーズを踏まえ、大学の教育目標及び学科の掲げる教育目標・目的を達成するための教育内容、カリキュラム編成を毎年協議し、改善している。特に各専攻課程の教育目標の達成に向けては、文教アワーや実践的教育によって専門意識を確立させ、少人数授業や学内施設での演習において専門的知識・技能を向上させている。文教アワーでは、幅広い職域や職業分野への理解を深めるため、卒業生と在学生が交流する機会の提供や、学外での実習や学生生活の不安を取り除くための1・2年生交流会をそれぞれ年数回開催している。このほか、食物栄養専攻では、実務に欠かせない調理技術の向上を目的とした「包丁練習会」、「専門漢字テスト」の実施、情報医療コースでは、グループディスカッションやスピーチ、マナー教育、病院・企業研究など多彩な内容が実施され、これらの内容は毎年学科会議等で点検し、より効果的な内容を目指し改善している。また、専門意識の確立を目的とした実践的教育も展開されている。学科としては「いなざわ子ども生活塾」、「稻沢市内小学校への出前講座（生活教育）」など地域住民に向けた活動と、平成19年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色G P）」採択教育プログラムの食物アレルギー対応食のクリスマスパーティー「みんないっしょのクリスマス」がある。食物栄養専攻の「めざせ！ちびっこシェフ」などの食育活動、情報医療コースの「お茶会」の開催などの地域や社会に向けた生涯学習講座、出前授業、行事などに、学生が運営スタッフとして専門性を生かして積極的に関わることで、専門意識の確立や学習成果の定着につなげている。専門的知識・技能の向上を目的として、食物栄養専攻では平成25年から調理学実習Ⅰ（1年前期）を2クラス（1クラス20名）で開講し、きめ細やかな指導を行っている。平成23年には、学内に「医療秘書実務演習室」が完成し、学内で病院・クリニックの受付事務をロールプレイ形式で学ぶことができるよう環境整備を行った。平成27年3月には、調理実習室内の動線改善に伴う改修工事が行われ、栄養士養成施設としてのさらなる教育環境整備が図られた。

幼稚教育学科では、毎週月・水・金曜日の朝のミーティングと毎月開催の学科会において専任教員間の意思疎通を行っている。非常勤教員との連携については、年度当初の科目担当依頼の際に学科の方針や授業内容について文書を通して理解を求め、必要に応じて関係する担当教員と直接打合せをするなど共通理解を図っている。

ディプロマ・ポリシーとして、「子どもの穏やかな育ちを支える幼稚教育、保育に関する専門知識、技術を身につけ、保育者として社会に貢献できる能力を有していること」を掲げ、科目ごとに分かりやすく具体的に学習成果を提示している。

学期、学年、実習準備期ごとに学習成果の達成度を学科会でチェックし、目標レベルに達していない学生に対しては、実習延期などを含め検討している。許可に至らなかった学生は、未取得科目的取得又は取得見込みを待って実習を行っている。このような学生に対するチェック機能は、学習面、大学生活等、学生指導の面においても機能している。また、講義科目以外でも、各学生の児童教育に対する意欲を喚起し、保育技術等を向上させるために、地域の子どもたちとふれあう「文教こどもフェスタ」、「にこにこ Baby クラブ」、「おねえさんと遊ぼう」などを開催している。

【その他の取組】

F D・学術研究委員会では、年2回教員相互の授業参観ができる期間（1週間）を設定し、専任教員はこの期間中に1つ以上の授業を参観可能にすることとし、この間、他の教員や職員が自由に参観できるようにしている。また、専任教員は必ず1つ以上の授業を参観することとし、参観後に「見学報告書」をF D・学術研究委員会に提出し、提出された報告書はまとめられ、教職員が自由に閲覧することができるようになっている。各教員は他の教員の授業を参観することにより、自身の授業改善や授業水準の維持・向上に役立てている。

「学生による授業評価・満足度調査」は、平成18年度から実施している。平成23年度からは前期と後期の年2回、それぞれ7月と1月に実施している。この調査は専任・非常勤教員を対象として教員の担当科目別に実施し、学生に質問紙形式で行われる。評価項目として「教員の声の大きさや言葉遣いは適切だった」、「授業時間の開始や終了時間は守られた」、「授業の進度など進め方は適切だった」、「授業の説明は分かりやすかった」、「教材・教具の使い方は適切だった」に加えて、教員による指定設問の6項目について「1 全くそう思わない」、「2 どちらかといえばそう思わない」、「3 どちらともいえない」、「4 どちらかといえばそう思う」、「5 とてもそう思う」の5段階で回答をさせている。調査後は、各教員に学生が記入した回答用紙と集計結果をフィードバックしている。各教員は自身の授業への取組について学生の評価を知ることになるが、その結果に基づいて、今後の改善点や具体的な改善計画・改善方法などをF D・学術研究委員会にレポートとして報告する。委員会は調査結果とレポートを学長及び全教職員に報告し回覧するとともに、調査結果を図書閲覧室に設置し、学生、教職員を問わず誰でも自由に閲覧ができるようにしている。この取組により、教育の質の保証とさらなる質の向上が期待される。

【P D C Aサイクル】

本学においては、P D C Aサイクルを以下のように考えている。

Plan : 学校教育法、短期大学設置基準等に則り教育課程を定め、シラバスに各科目のねらいや学習成果を明確に示す。

Do : シラバスに基づき講義・演習・実習等の授業を行い、随時学生の学習成果を課題や試験、授業への取組状況等で確認する。

Check : 授業を遂行しながら「教員相互の授業参観」、学科・専攻課程の会議で課題の発見・分析をし、授業終了後に「学生による授業評価・満足度調査」を行う。さらに、G P Aや外部試験などの結果をもとに次の Action につなげる。

Action : 学習成果を高めるために、全学的にF D活動に積極的に取り組み、教員の教育力向上に努める。その際、Check で発見した課題が Action の改善で修正されている

かどうかに留意する。

(b) 課題

学科・専攻課程内での学生の習熟度の差が大きいため、一斉授業で一定の学習成果が得られない学生に対しては補充授業などを実施しているが、短期大学としての教育の質を保証するためにも、今後はより一層きめの細かい教育計画と個別対応が課題となる。そのためには、各学科・専攻課程の全教員が共通理解を得られるような情報交換の場と時間の設定が是非とも必要である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

本学では、学科・専攻課程内での学生の習熟度の差が大きいため、短期大学としての教育の質を保証するために、今後はより一層きめの細かい教育計画と個別対応を進める必要がある。そのためには、学生や保護者、地域社会のニーズを的確に把握し、各学科・専攻課程の全教員が共通理解を得られるような情報交換の場と時間を設定し、現在のP D C Aサイクルをより充実したものにしていく必要がある。

具体的には、平成27年度から授業の中にアクティブラーニングの導入を進めていきたいと考えている。そのためには、非常勤の教員も含めた教職員全員を対象としたアクティブラーニングの研修会を持ち、学内におけるプロジェクトチームを編成するなどの対応をしていく予定である。また、学生の現状として、生活時間に占めるアルバイトの割合が大きいと考えられるため、今後は「学習時間調査」を実施するなど、学生が学習に対して前向きに取り組めるような方策も考えていきたい。

[**テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]**

[**区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向け努力している。]**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

■ **基準 I-C-1 の自己点検・評価**

(a) **現状**

本学では、平成6年度より自己点検評価委員会が組織され、平成18年度より学則第2条（自己評価等）に基づいて「自ら点検及び評価を行う」と定めている。規程の第1条に「...教育研究水準の向上と活性化を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関し必要な事項を定める」とし、委員会の目的を定めている。委員会は、学長をはじめとする14名の委員で構成される。全教職員の協力のもとに行われる自己点検・評価の結果を集約し、そこから課題や改善点を見出し、自己点検・評価報告書を作成する過程で今後の行動計画の策定を行っている。これらは教授会で報告され、全教職員の共通理解を得るようにしている。

自己点検・評価報告書については、平成15年度から毎年発行している。配布先は、本学教職員をはじめ、短期大学基準協会、自己点検・評価報告書、相互評価報告書の送付を受けた大学・短期大学等となっている。

自己点検・評価によって改善を図ったものは少なくない。自己点検・評価を契機として、本学の教育活動や施設・設備等のさらなる向上・充実を図ることができた。

以下に主だった改善点をあげる。

①学生便覧の見直しと整備

- ・科目名、選択・必修、資格取得関係において、学生便覧の学則、履修予定表、学生心得（平成16年度までは科目編成表まであったが平成17年度から削除した）の間に多くの不整合な点があったため見直しを行った。
- ・同時にカリキュラムの見直しも行った。併せて、2学年にわたる科目や通年の科目については、I・IIなどへの分割も進めた。
- ・学生便覧からシラバスなど授業関係部分を分離し、「履修案内」とした。主な内容は履修要項、単位履修予定表、シラバスである。

②規程集の整備

学内の諸規程などについて、全体的に見直しを行い、整合性を図るとともに、整備と充実を進めている。

③各部・学科・委員会の打合せ会の設定

本学では、毎週月曜日、水曜日、金曜日の午前8時30分から10分間程度、事務センターの一部の職員を除く全教職員が集まり、会議室で「朝の打合せ」を行っている。その後、各学科等で連絡が必要な場合は、引き続き第1时限の始まる午前9時までの間、打合せを実施してきたが、それぞれの部署からの要望により、平成22年度からは曜日を分けて、月曜日は各部、水曜日は各学科、金曜日は各委員会の打合せに充てることとした。なお、「朝の打合せ」の連絡事項の要旨は、打合せ終了後、学内メールで全教職員に配信している。

④新たに設置した資格取得課程

生活文化学科・生活文化専攻では、医療事務の「メディカルクラーク®（医療事務技能審査試験）」の資格取得課程を、幼児教育学科では、音楽を通して、心身に障がいのある子どもの援助に関する基礎知識と実践能力を修得する「こども音楽療育士」の資格取得課程を平成24年度から新たに設置した。

生活文化学科・食物栄養専攻、同・生活文化専攻・情報医療コース及び全学生を対象に、平成25年から、秘書検定合格のための学習支援講座を「キャリアプラス」として開講した。

⑤新たに導入した学外実習のための学生支援

幼児教育学科第1部と第3部では、学外実習に必要となる音楽（ピアノ）指導、指導案作成指導など、授業だけでは不十分な分野の補充指導を行うステップアップ講座（夏期講習プログラム）を平成24年度から実施している。また、学生の実習に対する不安を和らげるために実習交流会を行っている。実習を終えた先輩から、これから実習を行う後輩に対して実習に関するアドバイスをすることで、学年を越えた交流を目的としている。

⑥新たに導入した職業理解のためのボランティア活動

生活文化学科・食物栄養専攻では、平成25年度から「職業理解のための給食施設でのボランティア活動」を導入して、栄養士の職場理解・職業理解を推奨し、学生の主体的 学びを支援している。

⑦教育施設設備の充実

平成26年度に、音楽室と調理実習室を改修し、学習環境の充実を図った。

(b) 課題

本学では、次のことをこれからの課題と考えている。

- ①学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法の確立
- ②教育の向上・充実のためのP D C A サイクルの確立
- ③平成23年度から開始された短期大学基準協会の新しい基準による第2クールの第三者評価に向けた自己点検・評価の方法の確立

これまでの自己点検・評価活動はあくまで自己点検評価委員が中心で、他の教職員は基礎資料の作成などの協力にとどまり、積極的な活動は行われていなかった。今後は、全教職員がこの活動を自らの問題としてとらえ、主体的に活動することができるような体制づくりをしていくことが必要である。

■ テーマ 基準 I-C 教育の効果の改善計画

平成23年度から開始された短期大学基準協会の新しい基準による第2クールの第三者評価に向けた自己点検・評価の方法の確立と、自己点検・評価報告書を作成する活動を通して課題や問題点を洗い出し、個々の教職員の自己点検・評価の意識を高めていきたい。さらに、自己の職務の改善を主体的に行えるようにしていきたい。

■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

前述した、各テーマの改善計画や課題を踏まえて、建学の精神と教育の効果のさらなる向上を目指して、次の①～⑬の項目の行動計画を実践し本学の教育の質を高めていきたい。

- ①社会の変化に応じた「教育目的・目標の見直し委員会」を創設すること
- ②全学的な教育目的を策定すること
- ③全学的な入学者受け入れの方針を明確にするための、「アドミション・ポリシー作成委員会」を創設すること
- ④学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を確立すること
- ⑤短期大学基準協会の新しい基準による第2クールの「第三者評価」に向けた自己点検・評価の方法を確立すること。
- ⑥教育の向上・充実のためのP D C Aサイクルを確立すること
- ⑦建学の精神や教育理念の周知についての「学生アンケート」を実施すること
- ⑧現在の履修科目がどのような目的で開講され、その科目を履修するとどのような力が身につくのかがわかる「カリキュラムマップ」を作成すること
- ⑨アクティブラーニングのさらなる定着を目指して、年間複数回の「学内研修会」を実施すること
- ⑩G P Aの活用により、学生の学習意欲の向上、きめ細かい個別対応のシステムを確立すること
- ⑪学生の自宅学習時間の増加を目指し、「学習時間実態調査」を実施すること
- ⑫教育の質の向上と習熟度差に対応するため、授業の「クラス分けの工夫」を実践すること
- ⑬資格修得を向上させるための教育体制及び学習支援体制を確立すること

[基準Ⅱ 教育課程と学生支援]

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学則で定められており、年度当初に全学生に配布される履修案内や学生便覧に掲載して周知徹底を図るとともに、本学のホームページにも記載し、広く受験生や一般の方々にもその内容を表明している。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に基づいて作成され、履修案内に明記するとともに、受験生や保護者に対しても大学案内のパンフレットやホームページ等に掲載して公開している。また、各学科・専攻課程のすべての科目について学習成果を設定し、具体的かつ学生に理解しやすい形でシラバスに掲載している。学生の学習成果の達成状況については、教員が逐次把握し、教育指導の向上を目指している。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学生募集要項に明記し、オープンキャンパスや大学説明会等で受験生や保護者に説明を行うことにより周知を図っている。入学試験の終了後は、入学後の学習を動機づけることを目的とした入学前指導となる課題を提出させ、各学科の教員が添削指導を行い、生徒にフィードバックすることによって、大学教育へのスムーズな移行を図っている。その後、入学前オリエンテーション、新入生オリエンテーション、全体ミーティング、学科別ミーティング、毎週1回行われる文教アワーの時間等を用い、学生にきめ細やかな指導を行っている。また、授業を改善し、より良い授業を提供するために、教員相互の授業参観（年2回）やFD研修会、SD研修会を実施し、学生支援の充実を図っている。さらに、図書館を利用した情報収集の方法や良質な学習環境の提供、アドバイザーや医務室・相談室等との連携による学生相談への対応、就職支援部とアドバイザーが連携した学生の就職活動及び編入学、進学のサポート、遠隔地の学生の生活支援としての学生寮の設置など、あらゆる方面から学生の支援を行っている。さらに、卒業後に就職先を訪ね、新しい職場になじむように支援する卒後指導も行っている。

時代の要請や社会の変化に伴い、学生や保護者、地域社会のニーズも年々変化し多様化している。これらに対応するためには、入学者受け入れの方針や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学生支援の在り方等を定期的に点検し、改善していく必要がある。さらに、大学と学生の関係を「入学から卒業まで」に限定することなく、入学前の高大連携や卒業後の進路先との連携をより充実したものにしていく必要がある。特に、基礎学力が不足している学生に対しては、入学後の学習意欲を喚起するための入学前指導を実施したり、学習上や生活上の問題を抱えている学生に対しては、組織的な対応をしていきたい。

[テーマ 基準II-A 教育課程]

[区分 基準II-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

■ **基準II-A-1 の自己点検・評価**

(a) 現状

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学則（第23条、第57条）で定められており、年度当初に全学生に配布される履修案内や学生便覧に掲載して周知徹底を図るとともに、本学のホームページにも掲載し、広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。

各学科・専攻課程、専攻科の卒業（修了）の認定基準は履修案内に明記されている。具体的には卒業（修了）の要件として、「生活文化学科、幼児教育学科においては、2年以上（幼児教育学科第3部は3年以上）在学して、卒業必修単位を含み、総単位数62単位以上（基礎科目10単位以上）を修得し、以下に掲げる資質・能力を備えた学生に卒業を認定する。専攻科においては、1年以上在学して、必修の全科目を修得し、以下に掲げる資質・能力を備えた学生に修了を認定する」とし、引き続き卒業（修了）に必要な資質・能力を学科・専攻課程ごとに記している。

学位授与の方針で示されている、学生が獲得すべき資質や能力・資格等は、社会的（国際的）にも通用性があり、社会のニーズにも合致するものである。

履修案内には、各学科・専攻課程別に、学生が在学中にどの科目をいつ履修するのか、担当教員は誰か、卒業に必要な科目は何か、資格取得のために修得しなければならない科目は何か、などについて一目で分かる見開き2ページのカリキュラム表を掲載している。さらに、シラバスにはすべての科目について「学習成果」、「授業方法」、「成績評価の基準」などを明記し、卒業するために到達すべき目標が学生にはっきりと理解できるようにしている。

「学生による授業評価・満足度調査」を年2回、FD・学術研究委員会が中心となり全教員（非常勤を含む）を対象に実施している。その結果は各教員にフィードバックされ、全教職員にも公開されている。これらの結果を踏まえ、学位授与の方針を各学科会議や教授会において定期的に点検し、時代の要請や社会の変化等に柔軟に対応できるようにしている。

各学科・専攻課程、専攻科の卒業（修了）の認定基準は次のとおりである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

栄養士としての高度な知識、技術を身につけ、強い意志を持って社会に貢献できる専門的能力を有すること。

(2) 生活文化専攻

ア 情報ビジネスコース

ビジネス実務を身につけ、コミュニケーションスキルを持って社会に貢献できる専門的能力を有すること。

イ 情報医療コース

医療秘書・事務の知識、技術を身につけ、ホスピタリティの心を持って社会に貢献できる専門的能力を有すること。

【幼児教育学科第1部、第3部】

子どもの健やかな育ちを支える幼児教育、保育に関する専門的知識・技術を身につけ、保育者として社会に貢献できる能力を有していること。

【専攻科・介護福祉専攻】

介護福祉はもとより社会福祉に関わる幅広い知識・技術を身につけ、社会に貢献できる能力を有していること。

(b) 課題

学位授与の方針は各学科会議、教授会等で定期的に点検しているが、学校教育法等の改正があった場合や、時代や社会の変化、学生や保護者、地域の要請等に臨機応変に対応できる体制が必要であるとともに、それらの要請に応えられる本学独自の特色ある教育を推進し、本学の存在意義を確立する必要がある。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
 - ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

■ 基準II-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科・専攻課程の学位授与の方針は全学生に配布される履修案内に明記してあるが、これに対応して教育課程編成・実施の方針が定められている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、履修案内に明記するとともに、受験生や保護者に対しても大学案内のパンフレットやホームページ等に掲載して公開している。

本学は、建学の精神「質実にして知性高く宗教的な情操を身につけた真人を育成する」を涵養し、教育理念である「正しく、明るく、和やかに、信じ合える」女性を育成することを内外に表明し、それに対応した教育課程を編成している。

全学共通の教育課程編成・実施の方針として、「資格を生かし、社会に貢献する健やかな女性を育成する」ことがあげられる。平成23年度から初年次教育として基礎科目に「現代教養基礎」を設定し、10グループに分けられた1年生（1グループ約20人）が、10人の教員が開講するオムニバス形式の教養講座をローテーションにより受講することで、学科や専攻の枠を越えた交流を行うことが可能となっている。この講座は、学生にも、授業を行う教員にも好評である。平成26年度からは、これらの講座に加え、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座を実施し、一層の充実を図っている。また、平成24年度より短期大学内に足立学園総合研究所を設置し、本学のすべての学生が研究所が開講する生涯学習講座を学べるようにした。講座の一部は基礎科目「キャリアプラス」の単位として認定される。平成25年度からは、資格取得支援講座、外国語講座、就職支援講座も開講している。

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は次のとおりで、これらは履修案内に明記されている。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

- ・実社会で役立つ栄養士養成カリキュラムを構成する。
- ・食に関する高度な専門知識を身につけるための選択科目を置く。
- ・調理技術の向上を見据えた少人数制のフォローアップ講座を置く。

具体的には、栄養士養成のカリキュラムに加えて、本学独自の「健康フィットネス演習」、「食育実践演習」、「メニュープランニング」などの科目を開講することで、学生の満足度を向上させるカリキュラムとなっている。栄養士養成カリキュラムにおいては、入学と同時に専門科目の授業が開始することもあり、1年生前期の科目が単位保留となる学生も散見される。卒業と同時に取得できる栄養士免許に関わる専門科目については、安易に単位を認めるることはせず、個別に補講や課題の指導を実施し、再試を行うことで教育の質の保証を実現している。

(2) 生活文化専攻・情報医療コース

- ・医療現場で役立つ医療秘書・事務のカリキュラムを構成する。
- ・医療秘書・事務に関する専門知識を身につけるための選択科目を置く。
- ・医療現場の現状を把握するための実践的な学びの講座を置く。

医療機関、企業等の幅広い就職先を考慮して、取得可能な資格が多いことが本専攻の特徴である。これに伴い開講科目も増えている。入学時よりアドバイザーが選択科目、資格取得等について個別に指導している。

【幼児教育学科第1部、第3部】

- ・社会に貢献できる保育士・幼稚園教諭の養成カリキュラムを編成する。
- ・保育に関する多様な専門知識と技術を身につける選択科目を置く。
- ・保育技術向上を見据えた体験的な学びの講座を置く。

【専攻科・介護福祉専攻】

本学科を修了するには、1年以上在学し、必修の全科目を含めて、総単位数50単位以上を修得する必要がある。

専攻科・介護福祉専攻では、社会福祉はもとより社会福祉に関わる幅広い知識・技術を身につけ、社会に貢献できる能力を修得するために、カリキュラムを体系的に編成・実施する。

また、介護福祉士の資格の取得を前提として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に定められた科目をもとに、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の領域を設定する。その他、希望者にはレクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目を編成し実施する。

各学科・専攻課程の教育課程は、学科会議で十分な時間をかけて審議され、学生の授業評価にも配慮して編成されている。シラバスにはすべての科目について「授業概要・ねらい」、「学習成果」、「授業計画」、「授業方法」、「成績評価」、「教科書」、「参考書」、「その他」

について分かりやすく表示している。特に、成績評価については、すべての科目について、どの項目をどういう割合で評価するかについてパーセント表示をし、厳格に適用している。具体的には、食物栄養専攻においては、栄養士養成施設としての基準で、授業態度・レポート・試験により厳格に行っている。幼児教育学科においては、幼稚園教諭及び保育士の資格を取得する上で十分な成績かどうかを客観的に判断し評価を行っている。専攻科においては、各教員が評価項目（授業態度、レポート、試験など）に従い、基準（%）を決めて成績評価を厳格に行っている。各学科とも、基準に達しない学生に対しては、単位取得に向けた継続指導を実施している。

教員の配置は、食物栄養専攻においては、栄養士養成施設として、医師、管理栄養士であることの教員要件を満たし、助手においても3名中2名の管理栄養士を配置している。担当科目は、研究業績も考慮に入れて決定している。生活文化専攻・情報医療コースにおいては、医療秘書実務士・秘書士の養成条件を満たした教員を配置している。幼児教育学科・専攻科においては、各教員の専門性を考慮し、研究論文、所属学会、学会発表などの業績や資格をもとに、各科目の教育内容を教授するのに適切な教員の配置を行っている。

学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っており、各学科会議で慎重に審議された後、カリキュラム委員会を経て次年度の教育課程を決定している。幼児教育学科ではこども音楽療育士の資格取得に向けて、平成24年度の教育課程に関連科目を追加し、専攻科においては平成21年4月「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」の一部改正に沿い、平成21年度教育課程の全面的な見直しを行った。

(b) 課題

学位授与の方針と同様に、学習成果が目標レベルに達しない学生に対してどう支援していくのか、時代や社会の変化とともに、学生や保護者の要請に応える教育をどう推進していくのかについて、各学科会議、運営協議会、カリキュラム委員会、教授会等で真剣に議論し、本学の特色を打ち出すとともに、地域における本学の存在意義を確たるものにすることが必要である。

各学科・専攻課程の課題は次のとおりである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

本専攻に入学する学生は、普通科を卒業した者のみならず、商業科、生活文化科、食物科など多岐にわたっている。このような背景から、特に理系の専門科目においては、高等学校での理系科目の学習内容によって15回の科目終了時に理解度や到達度に大きな差が生じるのが現状である。今後は、これを踏まえた授業構成や授業進度の工夫など、検討が必要である。

(2) 生活文化専攻・情報医療コース

本専攻・コースでは、1年次前期から医療事務の資格取得のための専門科目を開講しており、目的意識を持って学ぶ姿勢が必要となるが、学生による意欲の差が大きい。どうしたら学生に目的意識を持って学ばせることができるかを模索していきたい。

【幼児教育学科第1部、第3部】

本学科の課題は、成績評価のばらつきが大きい点である。「秀(90点以上)」が全体の半数以上を占める科目が11科目ある一方、「秀」が1人もいない科目が17科目ある。実習科目においては評価のばらつきはある程度やむをえない場合もあるが、筆記試験や実技系の課題では、学生が学習成果の到達点として目標にしやすい評価内容になるよう、今後は各教員に評価のガイドラインを提示するなど工夫したい。

[区分 基準II-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

■ 基準II-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科・専攻課程の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学ホームページと学生募集要項に、[求める学生像]、[高等学校段階で履修すべき科目等]として明記し、受験生や保護者に明確に示している。[求める学生像]では、本学が受験生に求める興味・関心や意欲・態度について、[高等学校段階で履修すべき科目等]では、入学前に到達しておくべき学習成果や目標を示しており、受験生が明確な目的意識を持って本学に入学できるようにしている。また、オープンキャンパスをはじめ、各種入学説明会、本学教職員による高校訪問などを通じて、受験生や保護者に入学者受け入れの方針を広く周知している。

各学科・専攻課程の入学者受け入れの方針は次のとおりである。

【生活文化学科】

(1) 食物栄養専攻

[求める学生像]

- ・食と健康について関心が高く、入学後、栄養士の資格取得に学習意欲のある人。
- ・自らの健康管理に前向きに取り組み、食育にも関心を持つ人

[高等学校段階で履修すべき科目等]

- ・家庭科関連の基礎的な内容を理解していること
- ・保健体育、クラブ活動などに意欲的に取り組み、健康や運動への関心を高めること

(2) 生活文化専攻・情報医療コース

[求める学生像]

- ・医療秘書関連の資格取得に関心を持ち、情報関連のスキルを身につけた社会人となる意欲のある人

[高等学校段階で履修すべき科目等]

- ・日々の生活の中で、医療やホスピタリティについて興味・関心を高めること
- ・簿記、情報処理、英会話、秘書などの知識や興味があることが望ましい。

【幼児教育学科第1部、第3部】

[求める学生像]

- ・幼稚園教諭、保育士への強い就業意欲があり、子どもの成長、発達を支えたいと考えている人（第1部・第3部）

- ・社会で働きながら学び、経済的に自立して、資格取得に意欲のある人（第3部）
[高等学校段階で履修すべき科目等]
- ・クラブ活動、ボランティア活動に積極的に取り組むこと
- ・芸術（音楽・造形・ダンスなど）の諸能力を高めること

入学前の学習成果の把握・評価においては、入学者選抜試験によって実施している。いずれの入試区分においても面接を課しており、短い時間ながら自分の夢に対して強い意欲と情熱を持っているかどうかを把握するよう心がけている。高等学校からの調査書も面接で活用し、入学者受け入れの方針における〔高等学校段階での履修すべき科目〕や一定以上の学力があることを確認している。小規模な短期大学のため入試の選考方法、筆記試験の内容等も全学共通であるが、AO入試エントリーのための課題については、学科ごとに内容を変え、より受験生の学習成果の把握や評価がしやすいよう工夫している。また、入学予定者には、各学科・専攻課程・コース別に入学前指導を行っており、夢に対する意欲を助長できるような指導の内容としている。

入学者選抜の方法は、多様な個性を持った学生を受け入れるためAO入試、指定校推薦入試、一般推薦入試（専願制・併願制）、一般入試、社会人入試（社会人特別奨学生・一般）、私費外国人入試の制度を設けており、いずれの入学者選抜も面接を課している。面接試験においては前述のように入学者受け入れの方針に則した内容であるため、各入試区分は入学者受け入れの方針に対応しているといえる。

(b) 課題

入学者受け入れの方針について、本学では、各学科・専攻課程・コース別には明確に示しているが、全学のものは明文化していない。今後は、時代や社会の変化、地域社会の要請、入学してくる学生の多様化等も考慮しながら改訂を行いたい。全学のものについても必要があれば新たに策定していきたい。

[区分 基準II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

■ 基準II-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科・専攻課程の学習成果については、平成24年度までのシラバスでは「授業概要・ねらい」の中での記述にとどまっていたが、平成25年度のシラバスからは掲載する項目や書式の大幅な改訂を行い、新たに「学習成果」の項目を起こし、すべての科目について具体的かつ学生に理解しやすい形で掲載することとした。

学習成果の記述に関しては、「授業概要・ねらい」の項目と連動し、学生が当該授業を半期又は全期受講することにより、何を獲得することができ、何ができるようになるのかを明確に示している。記述に際しては、すべての学生が一定の努力をすれば達成可能であることを前提とし、抽象的な表現は避け、表現に具体性を持たせることを心がけた。

学習成果は、学生が日々の学習活動の中で獲得するものであるが、本学ではそれに加えて、生活文化学科・食物栄養専攻では、「栄養士実力認定試験（一般財団法人全国栄養士養成施設協会）」を実施し、これに向けた対策講座や模擬試験を行うことにより、また、生活文化専攻ではコンテストへの応募や検定の受検指導を個別に行うことなどにより獲得させている。幼稚教育学科では、授業で学んだことを、学外で実施される幼稚園・保育園実習等で応用し、工夫をする中で獲得させている。

本学の学科・専攻課程は実験や実習を伴う科目を数多く有するため、学習成果の査定に際しては、試験の結果だけではなく、レポートや作品を提出させたり、学生の表現活動等を客観的な評価基準のもとで評価している。成績評価についてはシラバスに項目を設け、例えば「試験（70%）、課題や授業への取組状況（30%）」などとすべての科目についてパーセント表示を行い、学習成果の客観的な査定ができるようにしている。

学習成果の実際的な価値は、各学科・専攻課程で取得することができる各種資格に反映されている。

各学科・専攻課程で取得できる資格は次のとおりである。

【生活文化学科・食物栄養専攻】

栄養士、栄養教諭二種免許状、医療秘書実務士他

【生活文化学科・生活文化専攻】

医療秘書実務士、上級秘書士・秘書士、介護保険実務士、上級情報処理士・情報処理士他

【幼児教育学科第1部】

幼稚園教諭二種免許状、保育士、レクリエーション・インストラクター、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、保育英語検定他

【幼児教育学科第3部】

幼稚園教諭二種免許状、保育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法支援員、保育英語検定他

(b) 課題

時代や社会の変化とともに、学生や保護者の要請に応える教育を推進するために、新しい資格や魅力のある科目の充実を図っていく必要がある。しかし、実施できる授業のコマ数が限られているため、どの科目を廃止し、どういう科目を新たに実施するかについては、学科会やカリキュラム委員会において慎重に審議し、決定していかなければならない。

[区分 基準II-A-5 学生の卒業後評価への取組を行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

■ 基準II-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、毎年5月の連休明け（5月病の時期）から9月にかけて、追指導（卒業生の職場訪問）を実施している。5月連休明けからの追指導は、卒業生の悩みを聞き、励ましを与えることができ、離職を留まることが多い。特に、県外など遠方への追指導は、職場から大変感謝され、とても有効である。卒業生を激励するとともに、各事業所にはアンケート調査に協力をしていただいている。平成25年度卒業の各学科・コース別に抽出された卒業生76名の進路先（就職先）からの回答数は、63名で回収率は82.9%（前年80.0%）であった。

調査の内容は、①他の大学と比べた本学卒業生の特徴（8項目、1 意欲的であるか、2 判断力に優れているか、3 責任感が強いか、4 個性が豊かか、5 創造力に富んでいるか、6 専門的な知識が豊富か、7 自分で努力するか、8 コミュニケーション能力があるか）、②採用の時に重視する項目（6項目、1 意欲・熱意、2 性格や人柄、3 一般常識・教養、4 礼儀・マナー、5 コミュニケーション能力、6 資格・専門的知識）について、それぞれの項目ごとに5段階評価（5「とてもそう思う」から1「全くそう思わない」の5段階）で回答を依頼した。

①のアンケート調査結果から、本学学生の特徴は、第一が「意欲的である」評価の平均値4.00（前年度4.03）、第二が「自分で努力できる」同3.90（同3.82）、第三が「責任感が強い」同3.87（同3.72）であった。前年度と比較して特に大きな変化はなく、相変わらず本学の学生の人柄の良さがよくわかる結果であった。また、今後強化すべき点として、「専門的な知識が豊富である」同3.02（同3.05）、「創造力に富んでいる」同3.19（同3.10）と評価されており、この2項目については前年度同様に低い評価であった。この点について、今後も専門的な知識や創造力を高めるための取組をもっと工夫し実践していく必要がある。

全体としては卒業生の5段階評価の平均値は3.58で前年度の3.52より少し上がっており、就職先での本学卒業生の評価は概ね良好であると判断できる。

②のアンケート調査結果から、特に採用時に重視される項目は、第一に「意欲・熱意」評価の平均値4.62（前年度4.63）、第二に「性格や人柄」同4.52（同4.58）、第三に「コミュニケーション能力」同4.24（同4.42）であることが分かった。反面、あまり重視されていない項目は、「一般常識・教養」同3.76（同3.95）、「資格・専門的知識」同3.73（同3.95）という結果であった。このことから就職先において最終的に採用を決める時は「人物重視」ということがよく分かった。専門職としての優れた知識技能を身につけ、仕事に対する努力を惜しまない人材を求めている実態が分かった。

この結果は、毎年就職支援部会及び教授会において報告され、各学科の学習成果の点検

に活用されている。

(b) 課題

アンケート調査結果から、本学学生に対し就職先から、「意欲的であり、自分で努力し、責任感が強い」という評価を得ていることが分かる。反面、専門的な知識がやや欠けており、創造力もやや欠けているという課題が分かった。これは学生自身が大学生活のあらゆる場面において達成度目標が低いことが原因と思われる。今後は、これらの2つの課題を共通認識するとともに、授業をはじめ学生生活のあらゆる場面で、早急に改善に向けた実践をしていく必要がある。また、就職先が学生を採用する際に重視することは、第一に意欲・熱意、続いて性格や人柄、さらにコミュニケーション能力であることが分かった。このことは、学生がいかに充実した学生生活を送ってきたかが問われていると考えられるので、大学を卒業しこれから社会人として巣立っていく学生には、日々の努力を惜しまず、社会人として必要な資質や教養を身につけ社会に貢献する態度を育成していきたい。

この3年間のアンケート調査では、①の8項目の5段階評価の平均値は、平成23年度3.56、平成24年度3.52、平成25年度3.58という結果であった。このことから、本学の卒業生は各就職先から概ね良好な評価を得ていることが分かった。次年度以降もこのアンケート調査を継続し、学生の資質向上に役立たせたい。

■ テーマ 基準II-A 教育課程の改善計画

時代の要請や社会の変化に伴い、学生や保護者、地域社会のニーズも年々変化している。これらに対応するためには、入学者受け入れの方針や学位授与の方針やこれらを踏まえた教育課程編成・実施の方針を定期的に点検し、改善していく必要がある。さらに、大学と学生の関係を「入学から卒業まで」に限定することなく、入学前の高大連携や卒業後の進路先との連携をより充実したものにしていく必要がある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ②教員は、学習成果の状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
 - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

【学習成果の獲得に向けた教員の取組】

各学科・専攻課程の教員は、履修案内の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を念頭において、シラバスに成績評価の基準をパーセント表示で明記し評価を行っている。

教員は、講義や演習だけでなく、実験、実習、実技及び学外実習の学習成果についても総合的に評価している。具体的には、授業ごとに行う小テストや実技、制作物、学生発表などで学生の学習成果の獲得状況と学習到達度を把握している。特にアドバイザーは、担当する学生全員の履修状況や授業の出欠状況を把握して、それらが思わしくない学生に対しては面接を行ったり、改善策を話し合ったりして学生のサポートにあたっている。さらに、毎年5月に開催される教育懇談会では保護者との情報共有を行っている。欠席の保護者には後日郵送で案内し、情報の共有に努めている。

学生の履修状況等は学科会にも報告され、学科に属する教員全員で情報の共有を行っている。なお、授業内容の調整や学生に関する情報交換のための学科会は毎月1回以上開催しているが、これとは別に、非常勤教員も含めた授業担当者会も随時行っている。

FD活動としては、前期・後期に各1回、「学生による授業評価・満足度調査」を実施しており、その結果はFD・学術研究委員会で集約して当該科目の担当教員に返却している。教員はその結果から、自らの授業が学生にどのように受け止められ、学生の授業への取組状況や理解度はどうなつかを客観的に知ることができ、今後の授業改善の貴重なヒントを得ている。さらに、毎年1回外部講師を招き、全学的な課題をテーマとした講演会を行ったり、年2回「教員相互の授業参観」を実施するなど、常に研修と研鑽に励んでいる。

各教員は学生一人一人の学習成果の獲得状況を把握し、日々の授業から卒業に至るまで責任を持って指導している。

【学習成果の獲得に向けた事務職員の取組】

事務職員は、教育理念、教育目的・目標の理解は当然のこととして、各科目の学習成果についても所属部署の修学指導、就職支援などの職務を通じて十分に認識しており、学生の学習成果の獲得に向けての支援を行っている。どの部署においても事務職員が学生と接する機会は多く、学生支援、学生指導の視点を持ちながら学生対応にあたっている。

事務職員による学生支援としては、教員と連携しての履修科目的登録、欠席回数のチェック、各種証明書の発行、学生生活全般の指導と相談、学生寮や奨学金、学費の納入に関する相談、就職活動の支援、図書館での支援、健康相談などがあるが、これらを通して学生の学習成果の達成状況を意識しながら総合的に支援している。

事務職員のSD活動としては、月1回程度のスタッフミーティングを行い、教授会の内容を各部署に伝達・周知するとともに、学生の入学から卒業に至るまで各部署が行う学生支援のための情報交換等を実施している。またこれに加え、研修会等に参加した者から、学生支援に関わる内容についての伝達研修を行うなど、各部署における職務の充実につなげている。その他の取組としては、学内の研修会として、FD・学術研究委員会と合同で外部講師を招いて講演会を行っている。

【学習成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源の有効活用】

①図書館活動について

図書館には、専任職員1名、非常勤職員1名を配置している。閲覧室、書庫ともに自由に出入りでき、学生の学習や読書の場となっている。また、館内にある3台のパソコンや学内のパソコン教室のパソコンからオンライン検索(OPAC)を利用して図書検索を行うことができる。館内では調査相談(レファレンス)に力を入れ、学習に必要な図書資料の案内や検索の仕方など、利用者の要望に応じた情報収集の方法を提供している。

データベースは株式会社 RICHO のシステム Limedio を平成20年11月に導入し、利便性を得ている。60有余年の歴史を持つ本学には、貴重な資料が保管されているため、それらを整備しシステム化することにより利用価値が上がるものと考えている。

年4回発行の図書館だより「ぶっくえんど」では、新着本やおすすめの本など、図書館からのお知らせを掲載し、館内掲示やホームページなどで図書館の活動状況を伝達するようしている。また、入学時のオリエンテーションではクラスごとに図書館ツアーワークを行い、学生に気軽に利用してもらえるように努めている。

教員・学生から年に2回購入希望図書を受け付け、学習に直結する図書資料の充実を図っている。図書の配架位置は、使用頻度などを考慮して分かりやすく設定している。また、季節や行事に応じて特集コーナーを設け、学生の学習内容に合ったテーマがすぐに探せるように工夫している。

②コンピュータ環境について

本学の情報機器関係等の特別教室の整備状況は、次のとおりである。

名 称	整備機種（台数）	使用状況
パソコン教室	Windows7 44台	常時使用可
インターネット教室	Windows7 40台	常時使用可
学内 LAN	Windows7	研究機・実習機として使用

情報処理教育は、パソコン教室、インターネット教室を中心に行われており、OS（オペレーティングシステム）は Windows7 Professional である。両教室には共有できるファイルサーバー1台、プロキシサーバー1台が設置されており、授業時以外は自由に使用できる環境にある。パソコン教室、インターネット教室には Microsoft Office がインストールされており、Office 系ソフト（Excel・Word・Powerpoint・Access 等）の操作方法を学ぶことができる。また、メール操作やホームページ作成ソフトを利用してホームページの作成技術を学んでいる。ペイント系ソフトとしては Photoshop Elements を導入している。また、インターネット教室の30台には Photoshop、Illustrator を導入し、グラフィックス関係の授業も実施している。

パソコン教室、インターネット教室のすべてのパソコンにはセキュリティソフトを導入し、パソコンをウイルスやスパイウェアなどから守り、さらに、復元ツールを導入し、最終手段に備えている。また、学生用のパソコンは、電源を落とすと個々のデータフォルダ以外は初期状態に復元されるように設定しているので、学生は常に同じ状態で授業が開始できる。

視聴覚教育は、視聴覚機器が整備されている4教室（視聴覚教室、I-401教室、II-306教室、III-201教室）で行われるが、これらの教室以外にもIII-302教室、パソコン教室、インターネット教室には、ビデオやDVD、CDなどが常時利用できる機器のほか、パソコンによるプレゼンテーションが可能なプロジェクタとスクリーンが配置されている。

移動できるビデオ、DVDデッキは必要な階に1セット準備されているが、全教室で利用できるわけではないので、映像等を使用する授業はできる限り視聴覚教室を利用して実施できるよう、時間割と使用教室を調整するとともに、「視聴覚機器使用一覧表」を事務セ

ンターに掲示して使用の重複を避けている。プロジェクタは移動式のものが2台あり、一般教室でのパソコンを用いた授業やプレゼンテーション等で利用されている。

O H P、実物投影機は移動して使用できるものが各2台あるが、最近はパソコンを用いた授業をする教員が多く、これらの機器の使用頻度は年々減少している。

専任教職員には一人1台のパソコンが整備され、非常勤教員を含めた全教職員にメールアドレスを配布している。これにより、教職員間の連絡やデータの受け渡し等が居所や時間に関係なく常に可能となり、大幅な事務の効率化が実現している。

(b) 課題

教員を対象とするF D活動として「学生による授業評価・満足度調査」、F D研修会（講演会）、「教員相互の授業参観」が行われているが、その結果が授業改善にどの程度有効なのかについて検討をする必要がある。

事務職員を対象とするS D活動については、規程の整備や活動の実施方法等について今後確立していくかなくてはならない。

授業の視聴覚教材をパワーポイント、D V D等で作成する教員が増えているので、コンピュータによるプレゼンテーションに対応できるよう、平成25年度に新たに2教室(Ⅱ-306教室、Ⅲ-201教室)にプロジェクタとスクリーンを設置したが、移動式で使用できるものも含め、さらなる増設が必要である。

[区分 基準II-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

■ 基準II-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

AO入試及び推薦入試などの入学手続者には、入学までに時間的余裕があるため、入学後の授業につながる内容の課題を与え、入学前教育を行っている。また、入学前の3月下旬には、入学予定者全員に対して入学前オリエンテーションを実施している。全体的な説明（本学の教育理念、学生生活の概要など）の後、学科・専攻課程・コースに分かれて専門分野の説明を行い、入学に際しての学習意欲を高めている。その際に、選択科目の調査、実習着の購入手続きなども行っている。

入学式の翌日、新入生オリエンテーションを実施している。学科・専攻課程・コース別にアドバイザーから、学生便覧（学則をはじめ学内諸規則など）、履修案内（単位制度、授業、試験、成績、シラバスなど）を用いて学生生活全般についての説明を行っている。また、時間割の中に、文教アワーを月曜日に1コマ（90分）設定し、毎週定期的に学科主任やアドバイザーから指導を行っている。

学生の学習上の問題や悩み等に対しては、アドバイザーが学生の相談の窓口となっている。その中で特に、アドバイザーの判断で学生相談室への連絡が必要と思われるケース（健康上の問題やメンタルヘルスなど）については、アドバイザーが学生相談係へ連絡して専門的な相談を実施している。

平成20年度に、学生の就職活動や事務手続等を総合的に支援する「総合サポートセンター」を設置した。加えて、学生の学習や研究活動を支援するために、全専任教員による「オフィスアワー（質問・相談の時間）」を設定し、授業分野を中心に学生の質問に応じる体制を整えた。また、「学生相談ポスト」を学内2か所に設置して幅広く学生の相談に対応でき

るようしている。

基礎学力が不足する学生に対して、学科ごとに文教アワーの時間を利用して実施される漢字テストに加え、幼児教育学科では平成24年度よりステップアップ講座（夏期講習プログラム）を新設し、苦手分野を集中的に学習できるようにした。

優秀な学生に対する学習上の配慮としては、科目担当教員が特別の課題を与えたり、より高度な学習や研究ができるように助言を行うなどしている。また、公務員希望者に対しては、全学的に就職支援プログラムによる支援や特定の分野に関する個別指導を行っている。

本学には、通信で教育を行う学科はなく、入試制度に外国人留学生入試はあるが、受け入れの実績はない。留学生の短期派遣については、毎年9月に12日間、本学が加盟する「日本医療福祉実務教育協会」の主催でオーストラリア医療福祉研修を企画し、参加の学生を募って実施している。

(b) 課題

基礎学力が不足する学生、社会人入学生など多様な入学生に対して、学力の格差等に配慮した学習支援体制を検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生部は、学生支援係、大学祭係、体育祭係、課外活動係、保健厚生係、学生相談係、清掃美化係、学寮係の8係を置き、学生生活に関する事務を総括している。学生部長をはじめ、教職員を各係に配置して学生支援を行っている。各学科は、月に1、2回実施される学生部会を通して学生に関する情報を共有し、学生支援や学生満足度を向上させるための取組を行っている。

学生部では、大学祭や体育祭は学生が主体となって参画する体制を目指しており、各行事は学生の主体的参加により活動が始まる。各クラスの実行委員の学生は、それぞれの行事について週1回の割合でミーティングを持っている。特に大学祭については5月から11月まで、長い時間をかけて学生がじっくりと企画・運営に取り組むことができるよう指導している。どの行事においても、学生の主体性を育むための支援体制を毎年強化している。また、学校行事の中に地域清掃や「稻沢市内見学ツアー」等も取り入れている。学生が地域を知り、地域に愛着を持って貢献できる契機となるように環境を整えている。

学生部の傘下には課外活動係が設けられており、クラブ活動や課外活動、ボランティア活動を積極的に推奨している。特に、東日本大震災直後に生活文化学科・食物栄養専攻を中心に立ち上げた「とどけ！ぱりまるプロジェクト」において、食物アレルギーの子どもにも食べられる焼き菓子「ぱりまる」を被災地に送る「ぱりまる募金活動」を通して、食物アレルギーのある被災地の子どもたちへの支援を行っている。そして、それぞれの学科

の特性を生かしたクラブを作る等、クラブ活動が学習向上につながるよう環境を整備している。

クラブ活動は、活動を通して学科の専門性をより高めることが目的であり、学科の教員が顧問として指導している。顧問の教員は、前年度の課題をもとに、学生が主体的に活動できるように指導している。なお、対人関係スキルの向上、人を思うおもてなしの気持ちを向上させるために、ボランティア活動を単位化している。ボランティア活動を通して学んだことが専門性の向上や就職にどのように結びつくのかを、文教アワーでアドバイザーが指導するとともに、ボランティア活動に積極的に参加できる環境も整えている。

本学の課外活動は15団体ある。全学共通が7団体、学科の専門性に特化したものが8団体である。活動内容によっては学外活動もあるが、学内活動が主であり、学生がリーダーとなり運営できるような支援体制を整えている。

学生や教職員にとって快適で安全な施設を整備・提供するキャンパス・アメニティについては、常時2種類の定食を提供し、サラダバーで豊富な種類の野菜を盛り付けることができる学生食堂（ビタミンパレット）を完備している。ヘルシーメニューとして、カロリー（エネルギー）を抑えたものも提供し、学生、教職員の健康志向に応えるものとなっている。また、学生食堂は学内関係者以外に地域の方々も利用可能で、地域貢献の役割も果たしている。中庭を臨む開放的なラウンジ、パウダールーム、談話室は学生がいつでも使えるように開放され、学生の憩いの場となっている。

学生食堂の混雑を解消するために、定食よりリーズナブルな「ランチボックス」を取り入れて好きな場所で昼食をとることができるようになった。そして、定期的に教職員が学生食堂の食券購入や食堂でのマナー指導を行うことによって学生が快適に大学設備を利用できるようにしている。

宿舎を必要とする学生に対しては、2つの学生寮を完備している。朝・夕の食事の提供、24時間体制の寮管理人、寮主任4人（教職員）を置いて管理している。寮にはセキュリティシステムを導入し、安全性を高めている。また、寮生同士の親睦を深めるために、季節ごと行事を開催している。

学生の通学のために、授業時間に合わせて最寄り駅（名鉄国府宮駅、JR稻沢駅）と本学との間にスクールバスを随時運行しており、全教職員が最寄り駅と本学前のスクールバス乗降場所で定期的に交通マナー指導を行っている。自家用車通学の学生には有料で学生用駐車場を提供し、自転車通学者に対しては駐輪場の台数を十分に確保している。

食堂のマナー・乗車・下車時のマナーについての課題を解決するために、平成25年度からスタートした自転車指導、学生食堂での指導はさらに指導期間を延長することによりマナーの定着を図った。これらの指導は、学生がスムーズに移動でき、快適な学生生活を送ることができるようすることが目的である。駐輪場、学生食堂、乗下車場所、横断歩道などで、全教職員が学生の流れを誘導したり、整理整頓するよう呼びかけるなどの指導を行った。自転車の乗り方や女子大学生がよく遭遇する犯罪に関わることのないように、毎年4月の開講日には「全学B H」の中で稻沢警察署の講話を取り入れている。

前年度の課題を解決するために、学生部だけでなく教職員全員が共通認識を持って学生指導にあたっている。学生食堂のマナー・スクールバスの乗下車マナーなどは改善が見られつつある。

学生の経済的支援としては、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」、「足立学園奨学金給付制度（特待生）」、「授業料等減免制度（特別奨学金制度）」、「授業料の月割分納制度」、「授業料延納制度」があり多くの学生が利用している。

定期健康診断は、外部医療機関に委託して実施している。結果は、本人に知らせるとともに、検査結果に問題がある学生には本学の看護師が相談・指導を行っている。教職員に関しても同様である。メンタルケアは、学生相談係を中心にアドバイザーが対応している。さらに、学内にカウンセラーを配置し、学生の心身のケアに対応している。なお、相談室の利用件数は記述統計を取って全教職員が情報を共有することによって、学生支援の向上を図っている。

学生の退学を防止するために様々な取組を行っている。「欠席が多くなった」、「実習を辞退したいと考えている」等の学生情報は、毎週、学科教員間（非常勤も含む）で共有し対応策を話し合っている。問題がある学生に対してはアドバイザーが学生と面談しているが、状況が深刻な場合には保護者を交えて学科長が面談を行うなど、早期の対応を心がけている。具体的には、授業の欠席が3回になった時点で科目担当教員が「単位喪失警告書」を発行し、アドバイザーを通して学生に注意を促すようにしている。

生活文化学科・食物栄養専攻では、平成26年度は2名の退学者があった。1名は経済的理由で、学生の曖昧な修学態度から、保護者からの経済的援助が得られず、保護者を交えての三者面談を重ねたが、授業料の納付の目処がつかず退学となった。もう1名は入学後1か月足らずで休みがちとなつたため、アドバイザーが本人・保護者との面談を行った。この学生は、親の勧めにより指定校推薦で進学を決め、オープンキャンパス、見学会にも参加していないことから、講義科目の授業に興味が持てないということが判明し、専門学校への進路変更となった。妊娠・出産による休学者については、休学中もアドバイザーが連絡をとり、大学祭等に参加することにより、復学の準備を進めている。

生活文化学科・生活文化専攻では、アドバイザーの個人面談・指導を重ね、休学、退学はない。

幼児教育学科の退学者は例年数名であるが、学生の総数からすれば決して少ない数ではない。該当者の学生生活の様子や成績、また担当アドバイザーの報告から「勉学意欲の喪失」又は「進路変更」に大別される退学理由は、高校の進路決定の段階に起因するものと思われる。進路決定において、勉学への意欲や将来の夢よりも、「入りやすい大学」、「聞こえのよい資格」を優先して入学した学生に退学者が多く見受けられるからである。

入学者の8割はオープンキャンパス参加者である。オープンキャンパスや校内ガイダンスでアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを説明し、受験する側と受け入れる側のミスマッチを起こさないよう今後も引き続き努力していきたい。一方、アドミッション・ポリシーに合っているかどうかを重視して選考するAO入試においては、「保育者としての適性」や「大学における目的意識」を見るための課題を提示することも必要である。さらに、入学前指導においても幼児教育への理解を深めるためのレポートを書かせたり、課題図書の紹介や保育者として知っておきたい用語の勉強をさせること、ピアノが苦手な入学予定者への指導などを通して、高校から大学生活へ心身ともスムーズに移行できるよう心がけている。

学生生活への意見や要望は主にアドバイザーと学科、学生部が中心となり対応している。

また、学内2か所に「学生相談ポスト」を設置して、学生が気軽に相談できる体制を整えている。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制については、入試制度はあるが、平成26年度に留学生の在籍はない。

平成22年度入学生より、社会人特別奨学生の制度を設けており、この制度を利用した学生も在籍しているが、学生個々の事情も異なっているので、アドバイザーが個人面談を行い、生活面だけでなく学習面においても支援に努めている。

障がい者の受け入れのための施設として、エレベータ、階段の昇降のための手すり、玄関のスロープ、多目的トイレを設置しているほか、全棟各階のトイレには洋式を1か所以上設けている。

長期履修生の受け入れ体制は整えていない。

学生の社会的活動については、活動内容、参加状況など各学科・専攻課程・コースで把握し、ボランティア活動への参加を推奨している。稻沢まつり、稻沢夏まつり、児童養護施設のボランティア、高齢者施設のボランティア等、地域貢献を含めボランティア精神を育むために積極的に推奨している。ボランティア活動については「キャリアプラス」の単位として認定している

(b) 課題

学生支援をより充実させるために、学生の生活実態調査を行うことを考えている。そのデータを分析し、結果を次年度の計画を立案する際に反映させていくことが必要である。

自動車やバイク、自転車利用の学生が増加したことを契機に、通学中の交通ルールや交通マナーについても指導を強化していく必要がある。

アルバイトや通学所要時間が長いことにより睡眠時間が短く、勉学に影響があると考えられる学生が増加している。アドバイザーと保護者とが連携し、学生に対して学習面だけではなく、生活面でも指導を徹底していく必要がある。平成27年度からは入学式の終了後、新入生とその保護者を対象に、勉学のための心構えや実習に向けての心構えを伝え、保護者の協力が得られる体制を作っていく計画である。

不審者や痴漢、インターネットの被害経験等を経験している学生も多くいることから、通学途上の被害や寮付近の不審者被害を低減させるよう、警察と連携して指導していく必要がある。さらに、90%以上の学生がスマートフォンを携帯しており、インターネットを経由した被害を経験した学生も多くいることから、その対策についての指導を強化する必要がある。

生活文化学科・食物栄養専攻のカリキュラムは、1年前期より栄養士養成の専門科目があるため、理系科目が不得意な入学生においては、90分の講義が負担になる。卒業と同時に栄養士の資格が取得できるカリキュラムの詳細を高校生、保護者が理解することは難しく、今後は、AO入試、推薦入試、一般入試の区別なく、出願時には建学の精神とカリキュラム内容を受験生に理解してもらえるよう、オープンキャンパス時のみでなく、高校訪問やガイダンス等においても積極的に説明をしていきたい。受験生に本学を理解してもらう機会を増やすために、夏期のオープンキャンパスも開催回数を増やし、秋以降にはキャンパス見学会を開催することも計画している。

全学的な課題としては、最近の学生数の増加により、検討しなければならない課題が多数出てきている。

具体的には、学生寮に入寮を希望しても入寮できない学生のために、平成26年度から、大学に近在する民間アパートやマンションの家賃の一部を補助する「住宅費助成制度」を立ち上げた。これを利用する学生の把握と生活指導について検討する必要がある。さらに、利用者の増加による学生食堂の混雑緩和の方策や、スクールバスの増便を含む運行計画の見直し等、今後検討しなければならない課題は多い。

[区分 基準II-B-4 進路支援を行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

■ 基準II-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

就職支援部は、学科主任3名、卒業学年アドバイザー8名、就職支援係（職員）3名で構成され、連携を図りながら個々の学生に対応し、きめ細やかな進路支援活動を行っている。卒業学年の4月早々、全学生に対して、就職支援係が面談を実施しており、学科・専攻課程や学生の適性が異なる中で、就職支援係とアドバイザーが連携を図り徹底して相談にあたり、その学生に合った職業に就くことができるよう支援している。また、卒業後の相談にも応じており、困った時に訪れる卒業生の情報もファイルして保存している。その情報は、中途採用の有効手段となっている。

就職支援室は、平成20年度に「総合サポートセンター」としてリニューアルされ、就職支援だけでなく、学生の様々な相談に対応できるようになった。就職支援室では、平成25年度から設定された文教アワーを利用して、就職試験のための筆記試験対策を行っている。集団面接・個人面接への対応をはじめ、学科・専攻課程ごとに、その年度の就職情報を分析・検討し、1年次2回（3部は2年次2回）、2年次4回（3部は3年次4回）実施する進路ガイダンスにおいて、学生にリアルタイムで情報提供するなど、就職に関わるあらゆる支援を行っている。一方、進学及び留学希望者に対してもアドバイザーが中心となって、就職支援部と連携して、個別指導による支援を行っている。

就職試験や資格試験対策として、学科・専攻課程・コースで取り組んでいる内容は、次のとおりである。

生活文化学科では、就職試験対策として専門用語漢字テストを実施している。また、1年次後期の生活文化総合演習において、履歴書の書き方、服装、メイク、電話、接遇マナー、グループ模擬面接など就職活動支援講座を組み込んでいる。また、各市町村の一般事務・栄養教諭・栄養士・小中学校の事務を目指す学生を対象に公務員試験対策講座を実施している。具体的には、1年次の10月から2年次の7月まで、面接試験、論文試験、筆記試験（一般教養・一般知能）それぞれの受験対策講座を開講している。

食物栄養専攻では、栄養士実力認定試験対策講座を実施している。また、1年次に、栄養士としての主な就職先となっている総合給食受注事業会社（平成26年度は8社）の採用担当者を本学に招き、学内企業説明会を開催し企業の理解を深め、就職活動の求職時期を逸しないよう指導している。

生活文化専攻・情報医療コースでは、医療事務資格対策講座を実施している。また、病

院の事務担当者を講師として招き、講習会を実施している。2年次の国語表現法の授業では、会話、履歴書、小論文などの文書表現を通じ、社会人としての自己表現ができるよう指導している。

幼児教育学科では、県内私立幼稚園を受験する学生を対象に愛知県私立幼稚園連盟統一試験対策講座を実施している。毎年6月には愛知県私立幼稚園連盟主催の幼稚園説明会を学内で開催している。この説明会では、本学卒業生の体験スピーチ、幼稚園見学の方法、求人、愛知県私立幼稚園連盟主催の私立幼稚園教員採用候補者第一次統一試験の内容、各園が実施する教員採用試験（第2次試験）について説明を聞き、就職活動や実際の幼稚園の仕事についての理解を深めている。また、名古屋市保育園連盟の理事をしている園長から保育者の役割や9月に実施する保育園フェスタについて説明を聞き、就職活動や保育園の仕事についての理解を深めている。

公務員を受験する全学科の学生を対象に公務員試験対策講座を実施している。1年次（幼児教育学科第3部は2年次）の10月から2年次（幼児教育学科第3部は3年次）の7月まで実施し、面接試験、論文試験、筆記試験（一般教養・一般知能）それぞれの受験対策講座を開講している。公務員試験対策講座の受講を機会に、多くの学生が公務員を目指してくれることを期待する。公務員希望者は、平成25年度は受験者23名（合格者1名）、平成26年度は30名（合格者8名）と年々増加しており、学生の意識が高くなっている。平成27年度からは、全学科を対象とした公務員試験対策講座を開講する予定である。

（b）課題

現在、3年連続で全学科就職内定率100%を達成している。しかし学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討してみると、取得した資格を生かした就職先に内定した割合は、生活文化学科では約60%、幼児教育学科では約80%という結果である。本学へ入学した学生の目的が資格取得とそれを生かした仕事に就くことなので、この点を考えると十分に希望を叶えていないことになる。

この点については、学生の努力不足もあるが、進路支援を行っている就職支援係及び卒業学年アドバイザーの連携が不十分な点であったことを反省したい。

平成27年度に実施したい改善策として次の点をあげる。

- ①学生への連絡の徹底を図るためにA B Cメール（学内メール）を毎週月曜日文教アワーに合わせて発信する。
- ②模擬面接を行う前に模範面接ビデオを閲覧させる。
- ③個人面接に加えて多くの受験先で実施している模擬集団討議や模擬集団面接も行う。
- ④模擬面接時にビデオ撮影し、本人の面接時の様子を振り返らせる。
- ⑤就職試験対策用図書の貸し出しを行う。
- ⑥論文の添削指導を合格レベルに達するまで継続的に行う。
- ⑦企業を受験する学生を対象にS P I 模擬テストを実施する。

このような改善策が有効かどうかについて次年度検証し今後の検討課題にしたい。

[区分 基準II-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ 基準II-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を平成22年度に見直しを行い、[求める学生像]、[高等学校段階で履修すべき科目等] の2点についてまとめ、ホームページと学生募集要項に掲載している。また、入学志願者に送付する大学案内のパンフレットに、建学の精神、教育理念を掲載し、学園創立80有余年の伝統を踏まえて、若い学生の夢をどう実現していくかという方針を明記している。さらに、オープンキャンパスや進学相談会での各学科の説明においても、入学者受け入れの方針や入学後の具体的な取組を説明し、受験生や保護者の理解を図っている。

受験に関する問い合わせや資料請求などは、入試・広報センターの職員が窓口となって行っているが、問い合わせの内容によっては事務職員や教員が行うケースもある。特に受験資格等に関わる質問に対しては入試委員会で協議し対応している。

入試事務は、願書受付、入試結果通知などを事務職員が行い、入試判定資料作成については入試委員会が行っている。試験前日の準備、当日の受験生の誘導、後片付けなどは事務職員全員で行っている。受験者確定後は、入学試験を担当する教職員に配布する「入学試験実施要項」を作成し、当日の運営が円滑に進むよう前日に事前打合せを行っている。

入試方法は、多様な個性を持った学生を受け入れるために、AO入試、推薦入試、一般入試、社会人入試、私費外国人留学生入試を設け、公正かつ正確に実施している。

入試方法の概要は下記のとおりである。

[AO入試]

第1次から第5次までがあり、オープンキャンパス等のAO入試相談会に参加した者のみが出願できる。各学科別の課題（レポート作成、作品制作）、書類審査、面接により総合的に判定する。

[推薦入試]

- ①指定校推薦（本学が指定した高等学校から校長が推薦する者を対象）
- ②公募推薦（校長が責任を持って推薦する者を対象とし、専願制と併願制がある）

A日程、B日程、C日程の3回実施し、書類審査、小論文、面接により総合的に判定する。

[一般入試]

①A日程は書類審査、学力試験(国語総合:現代文のみ又は英語Ⅰ・Ⅱ)、面接により総合的に判定する。

②B日程は書類審査、学力試験(国語総合:現代文のみ)、面接により総合的に判定する。

平成21年度入試から、「社会人特別奨学生」の募集を行い、授業料及び学納金を大幅に減免した。社会人特別奨学生の数は初年度をピークにここ数年横ばいであるが、どの学生も優秀で他の学生の模範となっている。また、平成22年度入試からは経済支援を目的とした「特別奨学生制度」を導入した。この制度は、本学入学生の中で、「人物が優れ、恵まれない環境を克服し、向学心に燃え、学生態度が他の模範となる学生」に対し、入学金をはじめ、入学年度の授業料、教育充実費、施設費の免除又は減額を行うものである。これらにより社会貢献を担う大学の姿勢を示すとともに出願者の底上げを図った。しかし、特別奨学生制度を利用して入学する学生の中で、毎年2~3名が制度実施年度に退学をしている。その多くは学力不振が要因であることから、平成25年度より経済支援を目的とした特別奨学生制度においては書類審査、面接の他に学力試験(特待生採用試験)を課すこととした。

入試区分、選抜方法については入試委員会で検討し決定している。入試結果は入試・広報センター入試課が入学試験合否判定資料を作成し、入試委員会で合否判定し、教授会において承認を得ている。

入学予定者に対しては各学科で入学前指導を行っている。生活文化学科・食物栄養専攻では、栄養士の職業研究を、生活文化専攻・情報医療コースにおいてはメールを使って定期的な課題の提出を課している。幼児教育学科においては幼児教育の理解を深めるためのレポート課題及びテキストを利用した学習を課している(本学よりテキスト郵送)。また、ピアノ初心者に対しては個別のピアノ指導を行っている。レッスン日を設け予約対応しており、毎年入学予定者の3割が参加している。この指導では、4月からのピアノの授業にスムーズに取り組めるよう、参加者のレベルに合わせた丁寧な指導を行なっている。

入学前オリエンテーションは教務部が主になって計画し全教職員で実施している。学生生活における心得、就職支援、保険についての説明や、科目選択登録や各種提出書類の回収など、4月からの学生生活に支障がないよう細心の注意を払っている。また当日欠席の場合は別日でのオリエンテーションを設けている。

(b) 課題

AO入試においては、早期の出願で受験をする入学希望者が多いため、平成25年度、平成26年度に実施したAO入試は、第4次以降(1月以降)は皆無であった。

今後18歳人口がさらに減少する中にあって、学生確保のためにも、受験生が入試にチャレンジしやすいよう、第4次、第5次AO入試に代わる入試方法の導入が急務である。

■ テーマ 基準II-B 教育課程の改善計画

学習成果を高めるために、「きめ細やかな教育」という学長の教育方針に基づき、アドバイザーを中心として各部署との連携をより強化しながら学生指導を行っていくことが求

められる。留年者や退学者を減らすためにも、アドバイザ一人で対応するのではなく、各部署との強い連携が必要とされる。

基礎学力が不足している学生に対しては、入学前指導を行い入学後の学習への動機づけを高めるとともに学習支援を強化することが求められる。

学習活動や学生生活において、学力の問題や精神的問題を抱える学生に対しては、各科目担当教員とアドバイザー、学科が検討を重ねながら対応している。しかし、学生の抱える問題の多様性から、それらにどのように対処していくか組織的な取組が必要とされる。

「学生による授業評価・満足度調査」、「教員相互の授業参観」等の結果を授業に積極的に反映していくように勧めているが、結果の振り返りから、授業改善計画を立て、計画の実行を評価することによって、学生が学習成果を的確に習得していくよう教育の質を高める必要がある。

■ 基準II 教育課程と学生支援の行動計画

時代の要請や社会の変化に伴い、学生や保護者、地域社会のニーズも年々変化し多様化している。これらに対応するためには、入学者受け入れの方針や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、学生支援の在り方等を定期的に点検し、改善していく必要がある。さらに、大学と学生の関係を「入学から卒業まで」に限定することなく、入学前の高大連携や卒業後の進路先との連携をより充実したものにしていく必要がある。特に、基礎学力が不足している学生に対しては、入学後の学習意欲を喚起するための入学前指導を実施したり、学習上や生活上の問題を抱えている学生に対しては、組織的な対応をしていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要**

専任教員32名（助手3名を除く）、非常勤教員47名で教員組織が運営され、設置基準を満たしている。教員の研究成果は、所属学会や本学研究紀要で公表されている。

本学のFD活動は、FD・学術研究委員会を中心に「学生による授業評価・満足度調査」、「教員相互の授業参観」、「FD研修会」などが実施されている。また、アクティブラーニングを積極的に取り入れた授業を開催している。

学長のもとに、事務部、教務部、学生部、総務部、地域貢献推進部、学術研究部、就職支援部、附属図書館、入試・広報センターが組織化されており、各部がそれぞれ協同して大学運営を担っている。また、学長、副学長、法人本部長、事務長、教務部長、総務部長、入試・広報センター長による企画委員会を毎週開催し、重要事項の審議を行っている。また、各部の代表者による協議・検討の場として運営協議会を開催している。

事務職員は総数28名で、その職責は「愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」に定められている。事務職員のSD活動の一環として、毎月1回、スタッフミーティングを行っている。

技術的資源は、図書館、情報関連など、各学科・専攻課程の教育目的・目標に応じた技術教育を行うための施設的環境が整備されている。

施設設備の維持管理は、「学校法人足立学園経理規程」、「学校法人足立学園固定資産及び物品管理規程」等に基づいた処理が適切に行われている。また、「災害対策活動マニュアル」を作成し、教職員に周知徹底を図るとともに、地震・火災を想定した全学避難訓練及び防災啓発活動、消火器訓練等を実施している。

財的資源は、収容定員充足率が低下し続けてきたが、平成27年度入学生は入学定員の105.0%にまで回復し、短期大学における単年度収支は改善された。また、学校法人全体でも単年度収支は改善されているが、さらなる学生の確保による収入の拡大や人件費等の支出経費の削減等の対策が必要である。

教員数は設置基準を超えているが、教員の年齢構成については、30歳代の教員が少ないなど年齢に偏りがあるため、この改善を図るとともに、学科の枠を超えて能力を活用できる体制を検討する必要がある。

時間外・夜間・日曜日などの休日は無人となっていて、災害時の対応が難しい状況にあるため、この解消も課題と言える。また、職員数は28名であるが、内、非常勤職員9名、嘱託職員6名となっており、時間外の対応にも課題を残している。

物的・技術的資源については、限られた図書予算の中で、学生や教職員からの要望を取り入れ、必要度の高い図書の充実に努めている。また、校地・校舎については、基準を満たしているが、さらに施設の効率的な運営を進めていく。

財的資源については、平成23年度に日本私立学校振興・共済事業団経営情報センターの指導のもと学校法人足立学園経営改善計画書（平成23年度～平成27年度）を作成して経営改善計画に取り組んでいる。

[テーマ 基準III-A 人的資源]

[区分 基準III-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

■ 基準III-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が重要であり、平成24年11月に策定した。

文部科学省の規定に幼児教育学科第3部に係る明確な基準がなく、必要教員数は設立当初から幼児教育学科第1部の半数でよいこととされてきた。しかしながら、教員免許関連の届出の際に明確な規定がないため、文部科学省の担当官が変わることごとに詳細な説明を求められている。

また、専任教員の年齢構成が高い方に偏っている（50歳以上が56.3%）ため、若手の採用や育成を通じて、教員年齢の偏りの改善を図っている。

平成27年5月1日現在、本学の専任教員数は32名（助手3名を除く）である。専任教員はすべて次頁の表のとおり各学科に配置されており、学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

専任教員全体では20名（助手を除く）の必要数に対し32名が在籍している。また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員並びに非常勤教員47名を配置している。専任教員32名の平均年齢は51.2歳（教授58.7歳、准教授50.5歳、講師36.2歳）となっている。助手の平均年齢は31.3歳となっている。

専任教員の任用にあたっては、「愛知文教女子短期大学教員選考規程」及び「愛知文教女子短期大学教員選考基準」に基づいて、教育能力、研究能力及び人格・識見、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認している。これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

専任教員の昇任に際しては、前述の規程に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者から、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。

(平成27年5月1日現在)

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める数		助 手	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	計	学科の種類による教員数	入学定員による教員数		
生活文化学科	5	5	2	12	(8)		3	
幼児教育学科第1部	3	4	2	9	(6)			
幼児教育学科第3部	2	3	2	7	(2)			
一般教養担当	3	1		4		(4)		
計	13	13	6	32	(16)	(4)	3	

【生活文化学科】

教員数は、食物栄養専攻が設置基準数教員4名と助手3名に対し、教員7名と助手3名を配置しており、生活文化専攻が設置基準数4名に対し5名の専任教員を配置していて、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

生活文化学科全体では、専任教員12名と助手3名、非常勤教員32名を配置している。

【幼児教育学科第1部、第3部】

教員数は、第1部が設置基準数6名に対し9名の専任教員を配置し、第3部が設置基準数2名に対し7名の専任教員を配置しており、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。

幼児教育学科全体では、専任教員16名と非常勤教員15名を配置している。

(b) 課題

個々の学科で必要教員を採用しているため、採用以降は学科を超えての人材の活用はほとんどない状況である。複数学科で重複する専門分野もあり、一部学科の枠を超えて授業を担当している教員も少数いるが、さらに能力を活用できる体制が確立できれば人事管理上も柔軟な人事が図れる。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 現状

専任教員には、研究活動に必要な研究室が与えられており、希望すれば、週に1日ないし2日の研究日を取得することができる。また、研究活動（論文発表、学会活動、研修会への参加など）は、教育活動に支障のない範囲で教員個人の意思により遂行されている。しかし、本学はアドバイザーリスト制度を導入しており、授業時間以外にも学生の修学支援のための指導や、就職に関する指導、生活に関する指導などに大きな時間を費やしているのが現状であり、研究活動に使える時間に限りがある。そのため教員は、学科会議や専攻会議で学生に関する情報を共有することによって、できるだけ研究活動時間を生み出す工夫をしている。

教員の研究活動に関する規程は、「愛知文教女子短期大学研究倫理規程」で定めており、学術研究が適正な方法で進められ、その信頼性、公平性を確保することを目的とし、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき行動や態度の倫理基準を定めている。教員の研究成果は、所属学会や本学研究紀要等で公表されている。研究紀要是年1回発行され、平成26年度をもって第36号の発行に至っている。研究活動支援の規定として「愛知文教女子短期大学学術研究費支給規定」、「愛知文教女子短期大学研究紀要規定」が設けられており、積極的に研究活動を実践している。

科学研究費補助金については、平成24年度に応募が2件あり、うち1件が採択された。また、平成18年度より他大学との共同研究を行い、科学研究費の分担金の配分を受けている。今後も科学研究費への応募数は増えていくと思われる。その他の外部研究資金の獲得では、平成23年度より、「(株)おとうふ工房いしかわ」との産学共同研究資金があり、食物栄養専攻の教員が大豆及び大豆製品を利用した商品開発や、利用状況の健康調査などの研究のために有効活用されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、特に整備されていないの

が現状である。

F D活動については、規程は特に定められていないが、F D・学術研究委員会が編成されており、以下の活動を行っている。

【学生による授業評価・満足度調査】

前期、後期の年2回、専任及び非常勤の全教員の任意の授業において、学生による授業評価と満足度調査を質問紙方式で実施している。

「授業での学習状況」、「教員の教授行為」、「満足度」、「教員による指定設問」について、「まったくそう思う」から「まったくそう思わない」まで、5選択肢の数字を記入し、「授業の感想や意見」では自由記述としている。

授業評価・満足度調査実施割合

年 度	科目数	実施科目数	対象科目における調査実施の割合
平成24年度前期	113	67	59%
〃 後期	113	63	56%
平成25年度前期	127	67	53%
〃 後期	137	60	44%
平成26年度前期	126	62	49%
〃 後期	121	67	55%

授業評価・満足度調査 結果

年 度	実施科目の全体平均		
	学習状況	教授行為	満足度
平成24年度前期	82%	87%	86%
〃 後期	84%	89%	86%
平成25年度前期	81%	88%	86%
〃 後期	82%	88%	86%
平成26年度前期	79%	85%	82%
〃 後期	80%	86%	84%

この調査の結果は学術研究部においてデータ処理・解析され、学長以下学科長及び当該教員にフィードバックされている。各教員は、結果を基に今後の授業内容の改善内容をレポートにまとめ、報告しており、これらすべての内容を全教員の間で回覧するとともに、短期大学附属図書館にも配架することで、全学生にも公開している。

【教員相互の授業参観】

前期と後期の年2回、教職員が参観できる授業参観週間を設定し実施している。平成24年度は専任教員に限り、前期のみの実施であったが、平成25年度からは非常勤教員にも参加を呼びかけ、後期にも実施することとし、年2回の実施となった。参観した授業については、授業方法の良い点、改善すべき点、教育環境などについてのコメントを提出し、当

該教員にフィードバックするとともに、コメントを一括して全教員が閲覧できるようにしている。

【FD研修会】

学外から有識者を招いて、年1回全教職員を対象に開催している。短期大学における教育の現状と今後の課題、コミュニケーションを円滑に進めるための「言葉」の力、地域理解・貢献に基づいた研究活動を遂行するための稻沢市による講義などを開催している。一方的な講義形式だけでなく、アクティブラーニングも取り入れて教職員の学生支援、修学支援の体制を整えることを目的に行っている。

専任教員は、学習成果を向上させるためにそれぞれ所属の専攻、学科で定期的に行われる会議で議論を重ねている。そして教員同士の情報交換によってそれらを共有している。また、本学は事務分掌により、全専任教員に教務部、学生部、総務部、地域貢献推進部、学術研究部、就職支援部、入試・広報センターの各部員としての職務が課されている。そして多くの教員が複数の部に所属するため、各部会での話し合いの内容、決定事項、確認事項が有機的につながり合い、連携を密にしている。

(b) 課題

本学では、専任教員の学術研究助成のために、個人研究費が一律年3万円支給されているが必ずしも十分とは言えない。しかし、収支状況の見込みからはさらなる潤沢な助成制度の構築は難しいであろう。今後一層、科学研究費補助金など外部資金獲得の件数増加を期待するところである。また、本学のように、学生一人一人と向き合い、きめ細やかな学生指導を教育の特徴としている場合、研究活動に割ける時間に限りがあるのが現状である。また、海外における国際会議への出席や、短期留学なども、今後規程が整備されたとしても現在の状況では時間的な余裕はなく、授業の代替が行われない限り実現は難しい。今後の検討課題と言えるだろう。

FD研修会については、少なくとも年2回か、それ以上の開催を実現させることで、専任教員の質的向上、ひいては本学全体の教育の質の向上につなげることが可能になると思われる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 現状

平成27年5月1日現在の職員は総数28名いるが、専門職員、技術職員、兼任職員を除くと専任事務職員は16名のみであり、そのうち就職支援部専任4名、入試・広報センター専任が4名となっており、総務・教務・学生部関係は8名であり、少ない人員でそれぞれが複数の部に属する業務を担当している。運営機構の各部には、教員とともに職員も配置されていて、教職員が一体となって全学的見地から業務を行う組織となっている。

(平成27年5月1日現在)

職種	専任	兼任	計
事務職員	16	5	21
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	1	2
その他の職員	2	3	5
計	19	9	28

愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程により、それぞれの組織の責任者と構成員を決め、教職員全員に配付し責任体制の明確化を図っている。一般事務職員は8名である。個々の事務については専門的な職能を有しているが、国・県などの条例・規則等の研修を受ける機会が少ないこともあって、特別に専門性に優れているとは言い難い。それぞれが担当している事務事業について間違いがないように的確に取り組んでいるが、専門性を身につける必要があると考える。さらに、情報の共有化を図り個人の仕事から組織としての仕事に転換する必要があると考える。

事務関係諸規程は「愛知文教女子短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」、「愛知文教女子短期大学委員会規程」、「愛知文教女子短期大学文書管理・処理規程」、「愛知文教女子短期大学文書保存に関する細則」、「愛知文教女子短期大学公印規程」、「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」、「学校法人足立学園経理規程」、「学校法人足立学園出張旅費規程」などの規程を整備している。事務専門部署は、事務センター、就職支援部（サポートセン

ター)、入試・広報センターがあり、パソコンは一人1台、複写機など必要な備品が整備されており、事務センターに隣接する部屋には、教職員が自由に使用できる印刷機、複写機が設置してあり、情報機器・備品は十分整備されている。

「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」、「愛知文教女子短期大学危機管理規程」、「愛知文教女子短期大学防災規程」を定めているが、防災対策としては十分なものではないと言える。平成24年度に稻沢市と「災害時における協力体制に関する協定書」を締結、さらに全学生を対象とした「避難訓練」、「消火訓練」や非常食等の備蓄、交通安全・防犯講話を受講させている。学生寮においても同様の訓練を実施している。さらに、危機管理・防災管理関係の具体的な行動指針について整備を進めていきたい。また、情報のセキュリティ対策では、個人情報に係る書類は大金庫に保管し、情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しへは厳禁している。

平成22年度から「愛知文教女子短期大学委員会規程」にSD委員会を追加整備し、SDの活動を学内のほかの委員会と同様となるように改善した。事務部、就職支援部、入試・広報センター、附属図書館などの事務職員等の能力開発・資質向上等、人材育成を図る観点から、SD活動の重要性は十分認識しており、これまで外部の研修会等への参加はほとんどなかったが、これに積極的に参加させるように改善した。毎月1回のSD委員会又は情報交換会・報告会を開催するとともに適時研修報告等も実施している。

日常業務遂行の中で、職員が気づいた点や改善点などを発信できるような環境づくりを心がけ、事務処理の改善に努めている。また、事務職員は、複数の部署にまたがる業務を遂行しているので、関係部署との連絡調整など緊密な連携を図っている。

(b) 課題

本学のような規模の小さな短期大学では、教職員数に限りがあり、一人が複数の組織の構成員となっているため、負担が大きくなっている。しかしながら、経営上経費の増加は極力抑えなければならないため、小さな組織で大きな効果を発揮できる組織の在り方を検討していくかなければならない。その中でも、専門的知識の取得や能力・資質の向上を図る努力を継続しなければならないが、このことによって、事務事業の進捗状況に停滞が生じないように注意する必要がある。

[区分 基準III-A-4 人事管理が適切に行われている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 現状

教職員の就業に関する規程としては、従来、「学校法人足立学園勤務規程」等を適用していたが、平成21年4月から「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」を施行、これに先駆け「愛知文教女子短期大学臨時職員勤務規程」も平成21年2月から施行し、これに基づいた運用がされている。また、毎年4月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。また、主な規程を本学ホームページに掲載し、教職員が閲覧できるようにしている。それにより教職員の勤務条件、給与条件及び福利厚生あるいは教職員の任用及び昇任などはそれぞれの規程に従い適正に運用されている。

(b) 課題

年間行事の増加や学生増に伴って、教職員の業務量が増してきている状況にあり、その解消のため、情報の共有化を図り、事務分掌・業務内容の見直し及び効率化を促進していくことが必要である。さらに、教職員の意識の改革や士気の向上を図るために、研修制度の充実など勤務条件や給与面などの待遇改善の検討をする必要がある。

■ テーマ 基準III-A 人的資源の改善計画

教員数は設置基準を超えており、教員の年齢構成については年齢の偏りの改善を図るとともに、学科の枠を超えて能力・資質及び資格を全学で活用できる体制を検討する必要がある。

事務職員は総数28名いるが、専門職員、技術職員、兼任職員を除くと専任事務職員は16名のみであり、そのうち就職支援部専任4名、入試・広報センター専任が4名となっている。総務・教務・学生部関係は8名という少ない人員で、それぞれが複数の部に属する業務を担当して進めているが、時間的制約及び専門的知識の欠如等大変困難な状況になっているので、学園の財務状況の改善を待って専任事務職員数改善の検討を進めていきたい。

[**テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源**]

[**区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

本学キャンパスは、愛知県稻沢市稲葉の1か所のみである。校舎敷地は6,368.23m²、校舎は12,668.29m²であり、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策は、I・II号館には外部からの出入り口にスロープを設置し、エレベータを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、II号館1・2階に多目的トイレが設置しており、車椅子が利用可能となっている上、特に2階には、幼児用トイレを設置して、乳幼児同伴の方に配慮している。III号館では、地下駐車場からエレベータを利用して上層階へ行くことが可能となっている。

授業等を行うための講義室18室、演習室32室、実験・実習室10室、情報処理室2室を有しております、教育上支障をきたすことはない状況である。また、附属図書館（I号館2階）は、面積462m²、蔵書数45,000冊余のほか雑誌、ビデオ再生機器などを蔵している。閲覧座席数は44席、ビデオ鑑賞席3席、図書検索用パソコン3台を設置している。また、図書の購入・廃棄は図書選定委員会で審議・決定している。なお、学生や教職員が希望する図書を購入できるよう毎年2回、希望図書の要望も受け入れている。運動施設は、949.25m²の体育館及びオムニコート2面のテニスコートを有している。

(b) 課題

校地、校舎面積とも短期大学基準は十分満たしているが、キャンパス全体が手狭であるため、施設の汎用性の向上等、現在の物的資源を効率的に運用することを検討する必要がある。また、古くなった施設設備の改修や、足立学園総合研究所のあるⅢ号館には来校者が多く、多目的トイレの設置、バリアフリー対策なども今後の大きな課題である。

機器・備品については、各学科の授業を行うにあたり必要とされるものは充足し更新もしているが、使用状況や必要性等を踏まえ、優先順位に基づく機器・備品の更新計画の策定も重要な課題である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 現状

施設設備については、「学校法人足立学園経理規程」、「学校法人足立学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人足立学園資産運用規程」が整備されていて、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「愛知文教女子短期大学防災管理規程」、「愛知文教女子短期大学危機管理規程」、「愛知文教女子短期大学衛生管理規程」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練や消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、防災意識の向上に努めている。また、重大事故や犯罪などの危険に対しての対応については「愛知文教女子短期大学危機管理規定」を整備し、さらに伝染病対策や精神衛生面などの対応については「愛知文教女子短期大学衛生管理規定」を整備している。学生に対しては「学生生活ガイド」などを通じて、また教職員には会議などあらゆる機会をとらえて周知徹底を図っており、実際に全学避難訓練や消火器訓練及び防災啓発活動を実施して、想定できるあらゆる危機に対応できるよう努力している。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用している。記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。

省エネ対策については、環境保全の教育を実施するとともに、校内に「省エネルギーへの協力依頼」のステッカーを掲示し、照明の削減等を実施している。また、ゴミ箱の整備も実施し、廃棄物の分別回収を全学的に推進している。

(b) 課題

新耐震基準で建てられた建物ではあるが、建築後30年以上経過して配管・配線などの設備面での老朽化が進行している。特に防災設備については近い将来起こりうる大規模地震対策として早急な更新が必要となっている。また、自然災害や人為的災害などの危機管理

に対する具体的な行動指針の策定についても早急に検討する必要がある。そして、地球環境の保全のための節電・省エネも継続的に呼びかけていくことが重要である。

■ テーマ 基準III-B 物的資源の改善計画

校地、校舎面積とも短期大学基準は十分満たしているが、建築後30年以上経過の建物などの物的資源を効率的に運用するための施設設備の老朽改修やバリアフリー対策及び設備の近代化などが今後の課題である。

機器・備品の更新については、予算が限られているため、優先順位をつけて今後の更新計画を策定することが必要である。特に、これから高い確率で起こる可能性のある災害への備えとして、経年劣化が激しい防災設備の更新の予算措置を最優先で行う必要がある。

[**テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**]

[**区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。】**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、C A L L 教室等の特別教室を整備している。

(a) 現状

ICT教育に関わる施設・設備として2つの教室（パソコン教室、インターネット教室）を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。両教室には、サーバーコンピュータ2台、教員用パソコン2台、学生用パソコン84台があり、それらをフル活用して情報教育を実施している。OS（オペレーティングシステム）やアプリケーションソフトは、設置時の最新版を導入している。

情報技術のトレーニングについては、最初にOA機器操作の基礎を学び、それを使いこなす情報リテラシーを身につけさせ、併せて情報モラルや情報マナー、情報の重要性と危険性を理解させている。

ICT環境のハードウェアは定期的に更新しており、学生が社会に出た時のOA環境にも対応できるようにしている。

ICT関連のデバイスが従来のデスクトップパソコンからノートパソコンに主流が移り、近年は、ノートパソコンもタブレットやスマートフォンに追い抜かれつつある情勢から、学生が個人で所有するデバイスとの融合性を考慮して、今後は、限られたスペックにも対応できるICT環境を構築していく必要がある。

(b) 課題

パソコン教室・インターネット教室が所有するハードウェアはリース物件であり、4～5年間のサイクルでの更新となるため、社会のICT環境の変化への対応が遅れがちになる。基本的な学内LANは整備されているが、校舎はLAN構築を考慮していない構造なので、今後新たに学内LANの構築をする際の工事が非常に困難である。

OSソフトの更新サイクルが短くなっているため、既存のICT周辺機器が新しいOSに対応できず、使えなくなることへの対応を検討する必要がある。今後は、LINUX等の無償ソフトの有効利用も考えていく必要がある。

パソコン教室やインターネット教室を整備し、新しい情報技術を授業に活用していくためには、いくつかの課題を解決する必要がある。今後は、新たな情報機器の導入や、学内LANの再構築など、予算措置を伴う提言を積極的に行っていきたい。

■ テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

情報関連の実習室は2室あり、機器の入れ替え(リース)期間を重複しないようにして、2年～3年に一度は機器の更新することにより、サイクル期間を短くすることが必要である。

学内LANについては、基本的なものは整備されているが、校舎の構造がLAN構築を考慮していない構造なので、今後新たなLANを構築する際には相応の予算措置が必要である。

新しい情報技術の授業への活用は、講義のない休暇等の期間を利用してFD・学術研究委員会、SD委員会を中心になって行う講習会で情報技術のスキルアップを図っていく計画である。

**[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]
[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a) 現状

【資金収支の状況】

学園全体において、平成26年度収入額は1,988,139千円で、前年度より繰り越された1,235,765円を加えると、収入合計は3,223,904千円となった。一方、支出額は、1,838,967千円であったので、差し引き1,384,937千円が次年度への繰越支払資金となり、前年度より149,172千円増加した。

過去3年間における資金収支の次年度繰越支払資金の状況推移は、平成24年度が259千円マイナスであったものの、平成25年度は、93,517千円の増加に転じている。このうち短期大学は、平成24年度の「学納金収入」と「補助金収入」を合わせて415,399千円で、「人件費支出」、「教育研究費支出」、「管理経費支出」を合わせた463,166千円を差し引くと△47,767千円となっていたが、平成26年度は「学納金収入」と「補助金収入」を合わせて569,563千円で、「人件費支出」、「教育研究費支出」、「管理経費支出」を合わせた492,004千円を差し引くと77,559千円と、収入増が支出増を上回っており増加に転じている。

主な要因は、設備投資として施設改修に、平成24年度は第5期及び第6期工事（幼児教育実習支援室、セミナー室、医療事務演習室、研究所等）に26,025千円、平成25年度は第7期工事（II 2F、4F トイレ改修等）に20,475千円、平成26年度に第8期工事（II 調理実習室）に19,764千円の支出が増加したが、一方で学生数が平成24年度から平成26年度にかけて1.4倍に増加（151人増加）したことにより加え、平成24年度にⅢ号館校舎建築費借入金の返済（16,660千円/年）の最終年、平成25年度に第1寮校舎建築費借入金の返済（11,110千円/年）の最終年であったことにより、平成26年度に収入が支出を上回ることとなった。

【消費収支の状況】

学園全体において、帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は、平成24年度は△228,054千円、平成25年度は△98,717千円、平成26年度は16,902千円と推移した。このうち短期大学は、平成24年度は△88,127千円、平成25年度は△26,997千円、平成26年度は44,347千円となった。

帰属収支差額比率（（帰属収入－消費支出）/帰属収入）は、平成24年度は△17.2%、平成25年度は△6.6%、平成26年度は1.1%と推移した。このうち短期大学は、平成24年度は△19.2%、平成25年度は△4.6%、平成26年度は7.1%となった。主な要因は、学生数が平成24年度から平成26年度にかけて1.4倍に増加（151人増加）したことである。

本法人の財政状況については、附属幼稚園の3園は黒字であるが、短期大学・大学の赤字が影響して法人全体として支出超過となっていたが、平成23年度より経営改善計画を策定し、目標を達成すべく短期大学、大学ともに鋭意努力をしているところで、短期大学が平成26年度に黒字に転じている。

【貸借対照表の状況】

平成26年度末の学園全体において、資産の総額は10,156,158千円で、うち固定資産が8,738,839千円、流動資産が1,417,319千円であった。基本金の総額は258,000千円である。流動資産のうち現金預金は1,384,938千円である。一方、負債の総額は772,636千円であり、財務状況は健全な状況といえる。

貸借対照表から見た財務状況について、本学園は金融機関からの借入金はなく、私学振興事業団からの校舎建築費借入金も平成24年度・平成25年度(ともに短期大学)、平成26年度(短期大学附属第一幼稚園)に完済する予定である。総負債比率は7.6%を維持している。

【退職給与引当金の状況】

退職給与引当金は、（財）私立大学退職金財団等に、それぞれの所要の掛け金を支払って退職金の交付を受けている。

退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金との繰入調整額を加減した額を計上している。

【人件費率】

学園全体において、消費支出における人件費率は、平成24年度は52.8%、平成25年度は56.9%、平成26年度は54.2%と推移した。このうち短期大学は、平成24年度は54.9%、平成25年度は58.5%、平成26年度は54.9%となった。（全国平均は、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」平成23年度版で67.7%である。）

【資産運用】

資金運用については、学校法人足立学園資金運用規程に基づき、適切に行われている。

【教育研究経費（施設設備及び図書等の学習資源）】

学園全体において、消費支出における教育研究経費比率は、平成24年度は32.5%、平成25年度は28.19%、平成26年度は28.4%と推移した。このうち短期大学は、平成25年度は27.2%、平成26年度は27.1%となった。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、平成10年度に四年制大学が開設した以降、計画的な設備投資が行われていなかった。平成20年度以降は年次計画に従い施設設備計画に従い適切に予算化をしている。

【定員充足率】

短期大学の学生数の推移を見てみると、かつて減少傾向が続いて、平成22年度の収容定員充足率48.1%（260人/540人）が最も少なかったものの、平成23年度56.1%（303人/540人）より増加に転じ、平成24年度63.9%（345人/540人）、平成25年度75.7%（409人/540人）、平成26年度91.9%（496人/540人）と増加を維持し、これに伴い学生納付金も増加して、平成

26年度には消費収支が、44,347千円の黒字に転じた。

本学の帰属収入に学生納付金が占める割合は、75.7%と、全国平均とほぼ同水準である。
(日本私立学校振興・共済事業 団「今日の私学財政」平成23年度版)

(b) 課題

資金収支差額及び消費収支差額のマイナスが平成25年度まで数年間続いていたが、平成26年度に消費収支差額がプラスに転じた。主な要因は定員充足率の回復であるが、学科によっては、定員未充足の状態が継続しているところがあるので、更なる改革を行い財政基盤の安定化を図っていく必要がある。また、定員の大半を占める幼児教育学科第1部、第3部は、定員充足を達成しているが、今後もこれを維持していくために、問題箇所を点検し、改善を加え、大学全体の改革につなげていきたい。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

(a) 現状

平成23年度より経営改善計画を策定し、理事会の承認を経て文部科学省へ提出している。この改善計画は5か年にわたる財政面及び学生募集の計画について明記している。これにより、将来に向けた財務計画を作成することにより将来像を見据えることが可能となる。

経営改善計画書の中において、本学の現状、強み・弱み、対策が学科別に明記されている。自己分析を行うことにより、強みは特色として強調し、弱みは弱点克服のための対策の実現化を図っていきたい。

経営改善計画では、具体的な学生募集対策を示すとともに、想定したオープンキャンパス参加者数から割り出した入学者見込みを用いて学納金計画を策定している。人事計画については、具体的な人員配置に伴う人件費を想定し計上している。

安定的な学生数を確保していくためにも、施設設備の充実は重要なファクターであると言える。收支状況を鑑みて施設設備計画を策定していく予定である。

外部資金の獲得については、教員の個人研究に対する補助金を中心として獲得を目指している。

本学では学科により定員充足率に差があり、特に幼稚教育学科の定員充足率を上げることが緊急課題であった。そこで、教育内容に特色を見出して広報活動に使うことが有効であろうと判断し、実習支援を目的とした部屋（ABCにこにこルーム）を設置した。これは学生獲得に向けた先行投資であったが、今後実習に力を注いでくためには必要なものであるとして平成24年度より活用している。

理事会において議決された情報は教授会において報告があり、情報の共有化が図られている。また、予算策定時において、重要事項については企画委員会において適宜意見聴取を行っている。

(b) 課題

今後、帰属収入の中で収支の均衡を図っていくことを目標とするが、本学の校舎は一部が築30年を経過しており、設備面において更新の時期を迎えていたのが現状である。今後年次計画により予算化をする必要がある。

■ テーマ 基準III-D 財的資源の改善計画

定員未充足の生活文化学科・生活文化専攻を中心に教育課程等の見直しを行い、定員充足率を改善し、財政基盤の安定化を図るとともに、校舎の一部が築30年を経過しており、設備面の更新の時期を迎えていたため、改修を年次計画により予算化する。

■ 基準III 教育資源と財的資源の行動計画

人的資源においては、少ない教職員で運営を強いられているので、個々の教職員の能力をレベルアップするとともに、相互協力を今以上に図る必要がある。そのためには、お互いの仕事を理解するための職場内研修等の開催を検討していきたい。また、専任教員については、教員相互の授業参観を実施しており、外部から講師を招いて授業方法の研修も実施しているが、絶対数に余裕のない現状なので、研修・研究に十分な時間が取れていない。今後は、絶対数の増を計画的に図っていきたい。

事務職員についても、一人がいくつもの係を兼任しており、個々の職員の能力の向上は必要であるが、兼任職員の専任化等を計画的に図っていきたい。

物的資源においては、校地も校舎も十分基準は満たしているが、校舎は築30年以上経過しており、配管設備や部屋の内装等が老朽化しているので、年度計画を策定して、改修を実施していきたい。また、備品やOA機器等も耐用年数を勘案して優先順位を決め順次更新を図っていきたい。

財的資源については、経営基盤の安定化を図るため、収入の確保が重要な要素であるので、定員を充足していない学科について改善策を検討して実行していきたい。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

■ 基準IVの自己点検・評価の概要

理事長はガバナンスの重要性を説き、権限と責任の所在を明確にし、学園の経営にあたっている。理事会・評議員会は寄附行為に基づき、理事長の招集により開催され、活発な議論や提言がなされている。理事会・評議員会の議事内容は、理事である学長から教授会において報告され、教職員に周知されている。

学長は教育効果の向上とそのための教育方法の改善を課題とし、学習成果の獲得の向上に努めている。

教授会は、愛知文教女子短期大学学則第11条及び愛知文教女子短期大学教授会規程に基づき教育上必要と思われる事項について審議し、教員間の認識を共有している。

監事による監査業務は適切に行われている。

理事会・評議員会では経営課題や大学教育・幼稚園教育に対する提言や議論が活発に行われている。このような機会をさらに確保し、理事・評議員の提言やアドバイスを大学運営に生かしていく場を検討したい。

理事長・学長の基本方針のもと重点施策が決定されるが、課題に直面している学内教職員からも積極的に意見を求めていく場を作っていきたい。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に發揮している。
- ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
 - ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ②理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 現状

理事長は、学園創立者である校祖足立闘励の孫にあたり、昭和58年4月より稻沢女子高等学校教諭に就き、その後大成中学校校長、大成高等学校校長を経て、平成18年度に法人分離の際、愛知真和学園の理事長に就任した。平成20年4月より足立学園理事長を兼務することとなり現在に至っている。本学園の建学の精神及び教育の理念・目的については、他の誰よりも理解するとともに学園の発展に寄与できる者である。

日常において教学面における諸問題が発生した場合には、学長は速やかに理事長と協議し、意思疎通を図っている。また、機会があるごとに理事長からの講話で学生、教職員に対し学園の歴史・経緯等の説明がある。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。平成17年度の私立学校法の改正に伴い学校法人のガバナンス機能の強化に努め、諸規程の整備に積極的に取り組んでいる。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は寄附行為第11条のとおり、宗教法人本養寺から推薦された者1名、この法人の設置する学校の校長のうち理事会において選任された者2名、評議員の互選によって定められた者1名、学識経験者のうちから前各号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任された者3名で構成されている。理事長は宗教法人本養寺から推薦された者より選出されている。また、学内理事として、短期大学学長、愛知文教大学学長、法人本部長が理事に入っている。その他に有識者、会社経営者等で構成されている。さらに、同法第9条により、理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この学校法人を代表しないと定められている。以上のとおり理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

決算案及び事業報告は、毎会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経て評議員会に報告し、諮問している。

理事会の会議は、寄附行為に基づいて開催運営している。理事長は理事の職務の執行を監督し、理事会は隨時理事長が召集する。また、理事長は理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、今までその事例はない。

理事会は、毎年3月、5月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めのある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席をしなければ、会議を開き、議決することができない。また、理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法等の法改正に対して迅速に対応を図っている。さらに、短期大学教授会で審議された議題については、速やかに理事長へ報告することにより教授会との連携を密にすることを常に心がけるとともに、本学内の法人本部において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、足立学園財務書類等閲覧規程により財産目録、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧を可能としている。なお、これらの書類は本学ホームページにおいて公開している。

以上のとおり理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い、同時にホームページにより財務情報を公開している。

(b) 課題

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、経営課題や大学教育に対して積極的かつ真剣な議論が行われている。今後さらに迅速かつ効果的な意思決定を行う上では、開催回数を増やすことも必要になってくる。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、経営課題や大学教育に対して積極的かつ真剣な議論が行われている。今後さらに迅速かつ効果的な意思決定を行う上では、開催回数を増やすことも必要になってくる。

[**テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]**

[**区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。】**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
 - ②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合は、その規程を有している。
 - ③教授会の議事録を整備している。
 - ④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a) 現状

学長は、リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、愛知文教女子短期大学学長選考規程に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任されている。

学長は、愛知文教女子短期大学学則・愛知文教女子短期大学教授会規程に基づいて教授会を開催し、短期大学の教育推進上の審議機関として適切に運営している。

教授会は、愛知文教女子短期大学教授会規程に基づき開催している。なお、併設大学との合同教授会は想定していないので、これに関する規程は制定していない。

教授会の議事録は、これを整備し保存している。また、教授会は、学習成果、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する認識を有している。さらに、学長は、FD・学術研究委員会、カリキュラム委員会、実習指導研究委員会、図書選定委員会、入試委員会など、教育上の委員会を委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している。

(b) 課題

教授会資料が開催日に配付されていたが、前日配付に改善した。しかしながら、議事の内容が出席者に理解されていないことがあり意見交換が少ない。できる限り早い時期に議事を関係者に周知できるように改善する必要がある。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

教授会での決定事項や報告事項が、教授会の構成メンバー以外（助手、職員）に正しく迅速に伝えられることも重要である。その施策として議事録を事務センターに置き、誰でも閲覧できるようにしているとともに、職員には、教授会報告会を全職員対象に開催し、伝達している。また、学長は、他学の良いところを取り入れようとするなど、柔軟な姿勢を持って大学運営にあたっているが、本学の現状分析を行いつつ将来構想を十分練った上で改善を図っていくことが重要な課題である。

[**テーマ 基準IV-C ガバナンス**]

[**区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。】**

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 現状

監事は、寄附行為第16条(監事の職務)に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会・評議員会には毎度出席して意見を述べている。

(b) 課題

監事は非常勤であるので、日常的に業務を遂行することは厳しいが、今後さらに意見交換を行う機会を増やしていきたい。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

(a) 現状

本学園の評議員会に関して、本学園寄附行為第4章に規定されており、寄附行為に基づき構成されている。また理事会の諮問機関として適切に運営している。

(b) 課題

評議員会は、寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営されているが、今以上に活発な意見が出ることを期待している。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 現状

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定の上、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示をしている。

年度予算は適正に執行し、日常的な出納業務を円滑に実施の上、経理責任者を経て理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財産状況を適正に表示しており、公認会計士の監査に対しても適切に処理できている。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。財務情報については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b) 課題

今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変厳しいものになると予測されるので、一層の意思統一が重要となってくる。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

監事は非常勤であるので、日常的に業務を遂行することは厳しいが、今後さらに意見交換を行う機会を増やしていきたい。

評議員会は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営がされているが、今以上に活発な意見が出ることを期待している。

今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断は大変厳しいものにな

ると予測されるので一層の意思統一が重要となってくる。

■ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、定例的に年2回開催されて、経営課題や大学教育に対しての審議や報告が熱心に行なわれるが、より迅速かつ効果的な意思決定を行うためには、開催回数の増や小回りの利く開催方法などを今後検討していきたい。

学長はリーダーシップを發揮して教育理念に基づき大学運営の責任を担い、大学の向上・充実に努力している。また、迅速な職務遂行のため副学長2名を選出して補佐を委ねているし、学内の意思統一の場として教授会を開催して学内のあらゆる問題について諮問して審議を仰ぎ、傾聴に努力しているが、必ずしも、学長の方針及び大学の目標が全教職員へ迅速に周知徹底されているとは限らない。そのため、教職員と個人面談を行い、お互いに理解を深める機会を作り、さらなる改善を目指していきたい。

監事は非常勤で、日常的に業務に携わることは、困難ではあるが、その他の方法で意見交換することは可能なので、今後方法や機会等について検討していきたい。

評議員会については、年2回開催されており、評議員も寄付行為により適切に専任されており、理事会の諮問機関として適切に運営されているが、形式的になり評議員の顔が見えてこないこともあるので、積極的に意見を傾聴していきたい。

大学経営は18歳人口の減少とともに厳しい局面に立たされると考えられるし、世界情勢の不安定化で日本経済の先行きも不透明な時代になりつつあり、また、景気の動向とともに時代のニーズも変遷する中で、将来的な大学の在り方を考え、安定した経営を行うことが非常に困難な状況になることが予測されるが、アンテナを高く掲げ、関係者の意見を傾聴して、意識改革あるいは意志の統一を図り、どんな状況にも対応できる風通しのよい組織を目指していきたい。

【選択的評価基準】

教養教育の取組について

- 以下の基準(1)～(4)について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。

基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。

基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準(1) 教養教育の目的・目標を定めている。

(a) 現状

「質実にして知性高く宗教的情操を身につけた真人を育成する」との本学の建学の精神のもとで、正（正しく）、明（明るく）、和（和やかで）、信（信じ合える人）を育成するという教育理念をホームページや大学案内のパンフレット、学生便覧等に掲載し、学内外に表明している。本学では、卒業後、社会に出てからも周りから信頼され、女性として明るく生き生きと活躍できるための基盤づくりを目指した女性教育を重視し、様々な取組を行っている。

本学では教養教育の目的・目標を「女性としての基盤づくり」ととらえ、一般教養、女性としての品格、コミュニケーション能力の育成等に関連した授業科目を設定している。

(b) 課題

社会の変化や地域社会の要請等により、学生に必要とされる教養教育も時々刻々変化している。これらの変化に的確に対応し、学生や保護者のニーズにも応えていく教養教育を実施するためには、教職員一人一人が常に学内外の状況に注意を払い、情報の収集に努めることが必要であるとともに、学科会議や運営協議会、教授会等においても意欲的な意見交換が不可欠であると考える。

(c) 改善計画

社会の変化や地域社会の要請、学生や保護者のニーズ等を考慮し、従来の「現代教養基礎」を大幅に改変し、平成24年度から学科・専攻課程を超えて第1学年の学生全員が受講する科目として新たに開講することにした。加えて、さらなるキャリアアップのための科目として「キャリアプラス」を設定し、足立学園総合研究所が地域の方々に向けて開講する生涯学習講座の一部を学生の希望者に選択で受講できるようにした。今後は、「現代教養基礎」や「キャリアプラス」の講座内容を精査し、学生のニーズや本学が目指す目的・目標にさらに沿ったものとなるよう改善を重ねたい。

基準(2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

教養教育として基礎科目に「現代教養基礎」、「キャリアプラス」、「基礎数学」、「英語演習」、「英会話」、「OA演習Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」などの科目を設定している。

「現代教養基礎」は、本学の教育理念に基づく人材育成の基礎となる科目で、初年次教育として学外実習及び社会生活において必須となる知識の習得を目的としている。具体的には、第1学年の全学生を学科・専攻課程を越えた10のグループに再編成し、10分野の内容をオムニバス方式で開講することで、専門科目への学びの足掛かりとなることを目的としている。学生はグループ単位で10人の教員が行う授業を10週にわたり順に受講する。平成26年度からは、これらの内容に加え、学長自らが学生に「建学の精神」を語る講座を設定し、一層の充実を図っている。また、オムニバス方式の授業に先立ち、学生の「学生生活の心構え」を明確なものにするために外部講師の講演を実施したり、授業が5回終了した時点で、学科ごとに分かれて卒業生との懇談を行うことで卒業後の進路設計を考えさせる取組も行っている。さらに、この授業の総まとめとして、各自がこの授業の成果を発表する場を設け、コミュニケーション能力の育成を図っている。

「キャリアプラス」は、平成24年度の後期から開講している新たな取組であり、足立学園総合研究所が地域の方々に向けて開講する科目の一部を、学生が15回受講することにより卒業学年次に単位を与えることとした。これから女性にとって、自らの職業能力（エンプロイアビリティー）をいかに高めてキャリアアップするかが大きな課題となっているが、各学生が目指す職業人となることに「プラス」される講座を選択し修得することにより、各自のキャリアを組み立てることをねらいとしている。

「基礎数学」、「英語演習」、「英会話」は、卒業後、社会で活躍する女性として最低限身についておいてほしい基礎的な内容を学ぶものであり、「OA演習Ⅰ・Ⅱ」は情報化社会において必要とされる知識や技術の習得を目指すものである。さらに、「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」は健康でより良い社会生活を送るための「健康教育」と、「身体づくりの実践」という2つの柱で授業を展開している。

授業以外の取組では、毎週月曜日の文教アワーを利用して学科ごとに実施する専門漢字テストや、卒業学年の学生を対象として毎週水曜日の第3限と第4限に実施する就職対策講座などがある。

(b) 課題

「現代教養基礎」は前期の水曜日第2限に設定しているが、第1学年の全学生を対象に学長を含めた11人の教員が担当する授業なので、11講座を同時展開する必要があり、教室の確保が難しく、他の時間割編成に与える影響も大きいものがある。さらに、担当教員の出張等による補充授業が困難であるため、担当教員には水曜日午前中の出張はできる限り控えてもらっているのが現状である。本講座は、従来の「現代教養基礎」を根本から改変し、全く新しい講座としての位置づけで平成24年度から開講しているが、評価方法や出欠管理などの課題も多く、定期的に担当教員による打合せ会を持って試行錯誤を繰り返しながら講座を進めている。

「キャリアプラス」も平成24年度からの新設講座であるため検討すべき課題も多いが、これも試行錯誤を重ねながら実施している。

(c) 改善計画

「現代教養基礎」、「キャリアプラス」については、試行錯誤を重ねながら徐々にあるべき姿が見えてきた。今後は、次年度以降に向けて、学生の意見も参考にしながら議論を重ね、問題点を一つ一つクリアし、より良いものを作り上げていかなければならない。

基準(3) 教養教育を行う方法が確立している。

(a) 現状

本学では、教養教育の目的・目標を「女性としての基盤づくり」ととらえており、「現代教養基礎」、「基礎数学」、「英語演習」、「英会話」、「OA演習Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツと健康Ⅰ・Ⅱ」は学生生活や卒業後の社会生活を送る上での基礎・基本であるとの考え方から、全学生に履修させている。(生活文化専攻のみ「英語演習」は選択科目) これに対して、「キャリアプラス」は、各学生が目指す職業人となることに「プラス」される講座を選択し、修得することにより、各自のキャリアを組み立てることをねらいとしているため、すべての学生が選択して履修できるようにしている。

(b) 課題

「基礎数学」、「英語演習」、「英会話」については、学生の学力差や興味・関心の度合いの差が大きく、教材の選択や授業の進め方が難しい。授業はすべて専攻（クラス）単位で実施しているため、習熟度の違いによる学生の理解度にも大きな差がある。教材の選択や授業の進め方については試行錯誤を繰り返しながら最良と思われる方法を探っているが、年2回実施している「学生による授業評価・満足度調査」の結果等も参考にし、学生にとってどのような授業方法が最良なのかを引き続き研究していきたい。

キャリアプラスについては、地域の方々を主な受講対象者としている関係で、開講時間帯が学生の授業時間帯と重なることが多い。従って、学生が受講を希望しても、物理的に受講できない現状があり、この問題の解消が課題である。

(c) 改善計画

「現代教養基礎」については、学生を11のグループに分けており、1つのグループの人数は約20人である。今後学生数が増加した場合、グループの数は11のままでよいのか、1グループあたりの学生数は何人位が適当なのかについて、担当者や学生からの意見を聞きながら今後検討を重ねたいと考えている。ただ、グループ数を増やすとなると、それに伴う講師や使用教室の確保が今以上に困難になるため、早急に何らかの対応をしていく必要が生ずる。どのような状況になっても、影響が極力少なくなるような対策を今から考えたい。

基準(4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

教養教育の効果を測定・評価する方法の一つが、毎年各期の授業の最後に実施される「学生による授業評価・満足度調査」である。この結果を見れば、教員側が意図した学習成果が学生に現れているのかどうかが評価できる。教養教育に携わる教員は、授業における学生の生の反応と「学生による授業評価・満足度調査」の結果を参考に、次年度以降の授業展開の方法や教材の選択を考えている。「現代教養基礎」では、外部講師による講演（全体で実施）、卒業生によるセミナー（学科別に実施）でレポートを提出させ、11回の授業の後にグループごとにプレゼンテーションによる発表を行わせることで、学生の授業への参加状況を評価し、次年度以降に向けて改善に取り組んでいる。

(b) 課題

教養教育の効果がどうであるのかの評価は、実際には卒業後何年間かたってはじめて可能となるものではないだろうか。それゆえ、教養教育を実施する側としては、本学で教養教育を受講した学生に、数年後、あるいは十数年後に効果が現れるものと信じて授業を進めることになる。同窓会活動の一環として、本学で学んだことがどのように役に立っているのか、血となり肉となっているのかについて卒業生に直接尋ねる機会があればよいと考える。

(c) 改善計画

社会の変化や時代の要請によって、必要とされる教養教育も変化するものである。数年後、あるいはもっと先の時代に役に立つ教養を学生に身につけてもらうためには、時代を見通す眼、すなわち、これからの中時代に何が必要となるのか予見する力を私たちが養っておくことが肝要である。

【選択的評価基準】

職業教育の取組について

- 以下の基準(1)～(6)について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準(1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

(a) 現状

本学の学科構成は、生活文化学科・食物栄養専攻、生活文化学科・生活文化専攻（情報医療コース）、幼児教育学科第1部、幼児教育学科第3部であり、次の表の資格・免許取得のための課程となっており、職業教育を行っている。

学科・専攻課程	取得資格
生活文化学科・食物栄養	栄養士免許、栄養教諭二種免許状、医療秘書実務士、AD I
生活文化学科・生活文化	医療秘書実務士、介護保険実務士、医事コンピュータ実務課程、上級秘書士、上級情報管理士、メディカルクーラーク、診療報酬請求事務能力認定試験、秘書技能検定、日商P C 検定、福祉住環境コーディネーター、AD I
幼児教育学科第1部	幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター、こども音楽療育士、幼児体育指導者検定、幼児安全法指導員
幼児教育学科第3部	幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、幼児体育指導者検定、幼児安全法指導員

カリキュラム表やシラバスには職業教育の観点から役割・機能を示しているものもある。職業教育として、全学共通科目の「現代教養基礎」、「キャリアプラス」を開講しているほかに、各学科で実施している文教アワー（月曜日）の時間なども学科特有のキャリア教育の一環として取り組んでいる。

このほかに生活文化学科は共通科目としては、「生活文化総合演習」を実施している。

幼児教育学科は、教育者になるための必修科目である教職科目と教科に関する科目を中心に職業教育を行っている。

(b) 課題

本学の科目の大半が資格を取得するための科目であり、職業教育となる。しかし、職業教育の役割・機能は明確に示すことができていても、分担までは明確でない。今後より明確にするために、科目間の教育目標との関連を示したい。

(c) 改善計画

現在のカリキュラムを基にして、職業教育における役割・機能、分担が明確になる表を作り、明確化していきたい。

基準(2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(a) 現状

愛知啓成高等学校と高大連携を図っている。本学の職業教育の一環となる授業を高校生に示すことにより、後期中等教育で学ぶ生徒に将来像を見せ、将来の進路選択に役立つようしている。

その他の高等学校へは「出前講座」を実施している。これも後期中等教育へ本学が示す職業教育であり、円滑な接続を図っている。

新入生に対して、短期大学入学後の初年次教育を文教アワーの時間を利用して行っている。生活文化学科では実習や実際の職業について、幼児教育学科では2年生が実習園での心構えや手遊びなどの実技を伝授するなどして、後期中等教育との接続を手助けしている。

(b) 課題

出前講座は、多くの高等学校から実施依頼があるが、教員が大学での授業や研究活動の合間に縫って出かけているのが現状であるので、遠方の高等学校からの依頼に対しては対応が難しい。高等学校からの依頼にできる限り応えていくための体制どう作っていくのかが課題である。

(c) 改善計画

平成25年度から従来の「学科別ミーティング」(月曜日)、クラスタイム(水曜日)に代わる職業教育の時間として「文教アワー」を設定した。今後はこの時間を利用して、より実践的な職業教育が実施できるよう具体的な実施計画を策定したい。

出前講座については、時間割を調整するなど、できる限り多くの教員が講座を実施することができる体制を作りたい。

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

本学には各学科に職業教育の一環として行われる学外実習がある。

学科・専攻課程	実習
---------	----

生活文化学科・食物栄養	給食管理実習Ⅱ、栄養教育実習、医療秘書実務実習
生活文化学科・生活文化	医療秘書実務実習
幼児教育学科	保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅱ（施設）、保育実習Ⅲ（保育園）、幼児教育実習（附属幼稚園）、幼児教育実習、レクリエーション現場実習（第1部のみ）、こども音楽療育実習（第1部のみ）

これらの学外実習には事前事後指導となる演習科目があり、実習と相互に関連性を持たせている。「栄養教育実習事前事後指導」、「幼児教育学科の保育実習指導Ⅰ」、「保育実習指導Ⅱ」、「幼児教育実習事前事後指導」がこれにあたる。さらに「実習の手引き」などを各学科で作成し活用している。また、実習においては各学科の教員全員による実習先訪問を実施し、実習指導を行っている。この実習指導は実習先機関と連携をとり、学生の職業意識の育成に役立っている。

生活文化学科・食物栄養専攻は「学内オリエンテーション」、生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コースは「医療秘書実務実習（実習先を選定するにあたっての留意点）」、幼児教育学科は「幼稚園・保育園実習の手引き」などの名称をつけた実習手引書がある。

(b) 課題

各学科で作成している実習手引書を実習の事前・事後指導で活用し、職業教育として行う実習をより充実させたい。

(c) 改善計画

各実習手引書を職業教育の実施体制を確立するための指標としたい。

基準(4) 学び直し（リカレント）の場として門戸を開いている。

(a) 現状

生活文化学科・食物栄養専攻にはリカレント教育の場として、「管理栄養士国家試験対策講座」を毎月1回土曜日に開催している。栄養士の免許を取得し、3年以上の実務経験を積むと管理栄養士国家試験を受験することができるが、本講座ではこの受験対策を行っている。これは卒業生を対象とし、参加費無料で受講できる。内容は管理栄養士国家試験の最新情報の提供をはじめとして、各科目の勉強方法のアドバイス、疑問点の解決、模擬試験などであり、合格へのサポート体制をとっている。また、栄養士のキャリアサポートとして、平成4年度より「卒後研修会」を開催している。栄養に関する最新情報の提供と、卒業生同士の情報交換、交流を兼ねて毎年1回開催している。

幼児教育学科は平成22年9月に「幼児教育学科世話係打合せ」を行い、卒業生に対してリカレント教育の実施に向けた準備を開始した。

(b) 課題

生活文化学科・食物栄養専攻では、保育園栄養士や委託給食業者への就職が増加してい

る。今後これらの分野と連携したリカレント教育を行う必要がある。幼児教育学科では、組織的にリカレント教育を行うには、ネットワークづくりが必要と考えているが、今後の展開は検討中である。

(c) 改善計画

現在リカレント教育の場は本学卒業生に限定している。また、各学科間で取組の差が大きい。FD研修会で取組の方法などを検討し、全学をあげてリカレント教育に取り組みたい。

基準(5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 現状

生活文化学科・食物栄養専攻の教員は一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催の研修会に交代で参加している。また、日本栄養改善学会には食物栄養専攻の全教員が所属し研究発表を行っている。

本学教員は愛知県栄養士会の理事を務めているなど、本学以外の資質向上にも寄与している。さらに、附属幼稚園の協力のもと、科学研究費の助成を受けた子どもの生活習慣と健康に関する研究プロジェクトにも参加している。

幼児教育学科の教員は年2回の発表を目指して学内で研究会を開催している。研究発表は保育士養成施設協会主催の研究発表と日本保育学会での研究発表を行っている。研修会には交代で参加するなど、教員の資質向上に努めると共に重要な情報収集の場にもなっている。

(b) 課題

各教員が得た知識を個人でとどめておくだけでなく、学科として共有できる研究会が必要である。研究費も少ないため多くの研修にすべて参加できない。そのためにも学内で研修発表会などを実施し共有財産としたい。

(c) 改善計画

FD研修会等を活用して、より多くの教員へ研修内容を広める必要がある。また、より多くの教員が実務を学ぶ場に出かけていくなど、資質向上の場を与える。

基準(6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

各学科・専攻課程で行っている実習とその事前事後指導の内容を教員相互が研究し日々改善を行っている。

生活文化学科・食物栄養専攻では、平成22年より毎年12月に実施する「栄養士実力認定試験（一般社団法人全国栄養士養成施設協会）」の判定をもって、職業教育の効果を測定・評価している。また、学外実習後に実習報告会を実施している。これは実習後の事後指導の一環で、実習を行った2年生が1年生を含めた全教員に対して報告をまとめ、発表するもので、学外実習による栄養士の職業理解を図ることができる。

生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コースでは、実習先から学生の実習状況や評価・課題を基に実習生個々と面談し職業教育に生かしている。面談時には実習先の評価と実習後の効果を判断し、就職指導につなげている。

幼児教育学科の事前指導は、学生全員を実習巡回指導を担当する教員のところへ事前アポイントメントを取った後訪問させて、実習の心構えや実習案の確認を行っている。実習後にも同様に事後指導を行い、学生の実習の状況や課題を直接フィードバックしている。附属幼稚園に関しては毎年実習報告会を実施している。この報告会を通して実習先である園からの要望を把握し、学生の実習指導に役立てている。

(b) 課題

【生活文化学科・食物栄養専攻】

栄養士の仕事は、病院、事業所、福祉施設によって大きく異なる点もあるため、入学前指導から職業観を理解させる必要性がある。

【生活文化学科・生活文化専攻】

情報医療コースでは、医療現場で働く資格を取得するが、一般事務職で就職するケースも増えている。事務職として働くための資格・検定などを取り入れ、指導する必要性が出てきた。

【幼児教育学科第1部、第3部】

幼児教育学科では、実習事前・事後指導は実習巡回を行う教員が担当するが、指導マニュアルがなく、各教員の教育経験を生かした内容となっており、指導にばらつきが生じている。

(c) 改善計画

実習先の指導者に実習の事前事後指導に来校いただき、実習生・実習指導者・実習先指導者の三者懇談ができる機会を作りたい。さらに、実習事前事後指導の内容を学科内で共有し、全教員で全学生を指導する体制を作りたい。これにより職業教育指導を発展させ、それを基にして「実習の手引き」等を改善しより良い実習指導ができるよう努力したい。

【選択的評価基準】

地域貢献の取組について

- 以下の基準(1)～(3)について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

平成19年4月より地域貢献推進部を設け、生涯学習講座、公開講座、学生食堂の地域への開放などを積極的に進めている。平成24年4月には、短期大学内に足立学園総合研究所を設立し、積極的な地域社会・生涯教育の場への貢献を目的とする「いなざわコミュニティーカレッジ」と、ファンションを広義にとらえ生活環境をデザインすることを目的とする「Adachi Fashion Academy」をプレオープンさせた。10月には正式にオープンし、地域貢献に基づいた「人と人、ヒトとモノ、笑顔を結ぶ」取組が始まっている。

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

短期大学開設35周年にあたる昭和61年、地域社会へ大学の設備および人的資源の還元を図る目的で、公開講座係（教務部）を設け、公開講座を開始した。さらに地域貢献推進ガイドライン（指針）を定め、平成19年地域貢献推進部に昇格、学内組織が再編された。学長のリーダーシップのもと「地域に根ざし、稲沢市の発展に寄与する大学」たるべく改革と連携の推進に努めている。

学則第9章（公開講座）に「本学は広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する」と記され長年地域貢献に取り組んできた。足立学園創立から85周年、平成24年、「足立学園総合研究所」が短期大学内に創設された。短期大学の存在意義を地域社会に周知し、学園創設の礎となる家政学の分野において、これまで積み重ねた知的資源を活かして、地域にある研究課題に取り組むことを目的としている。「人と人 ヒトとモノ 笑顔を結ぶ」というスローガンのもと、積極的な地域社会・生涯教育を展開する「いなざわコミュニティーカレッジ」とファンションを広義にとらえ、生活環境をデザインすることを目的とした「Adachi Fashion Academy」の2部門において、さまざまな活動が展開されている。足立学園総合研究所では、主に「いなざわコミュニティーカレッジ」が公開講座を、「Adachi Fashion Academy」が生涯学習を担っている。特に、稲沢市と平成25年の連携に関する包括協定には、公開講座、生涯学習に関する内容が含まれ、魅力ある公開講座、生涯学習の展開が期待されている。講座内容の広報、受講者募集は、稲沢市が発行する「稲沢

市の生涯学習事業」（毎年4月）や毎月の「広報いなざわ」に掲載されほか、足立学園研究所は、新聞折込広告（毎年4月、7月、9月）として配布するほか、市内図書館、市民会館などに設置、ホームページ上にも掲載している。また、愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」に教員の講師登録、講座登録を行っており、稻沢市、近隣市町村だけでなく、愛知県全域への講師依頼、講演依頼も多い。

平成26年度、「いなざわコミュニティカレッジ」の公開講座は「サマーカレッジ2014」として15講座開講され、受講者はのべ173人であった。このうちの「親子講座」（4講座）は「平成26年度子どもゆめ基金」（独立行政法人青少年教育振興機構）の採択事業である。このほか、市内小学生に向けた生活教育講座「いなざわ子ども生活塾」の一部の講座を市内小学校「多様な学習活動支援事業」として展開し、さらに新講座として「キッズデザイナースクール」、市民が講師を務める「いなざわ・結・講座」を開始した。「Adachi Fashion Academy」は、春期が12講座、秋期9講座を開講し、受講者数はのべ262人であった。これらの講座には、近隣の市町村からの受講者があり、各講座の満足度は非常に高い。また、地域活性化・地域コミュニティーの再生等に取り組む個人またはグループの研究活動を支援する競争的研究支援金、研修等のための施設貸出等も行っている。

生活文化学科は平成16年から、地域の子どもたちが料理を通して食の大切さを学ぶ食育講座「めざせ！ちびっこシェフ」を、幼児教育学科は、稻沢市内の0～2歳の子どもと母親を招き、さまざまな情報提供、情報交換を行う「にこにこ Baby クラブ」を平成25年から、それぞれ年2回以上開催している。いずれの講座も地域に定着してきており、毎回応募者多数で、抽選になることもしばしばである。

全学生が履修できる基礎科目「キャリアプラス」（選択科目）は、「Adachi Fashion Academy」の講座の一部が含まれている。この授業は、市民も受講可能で、学生と地域住民が共に学び合う場となっている。また、サラダバーやプレートランチを提供している学生食堂は、地域に開放している。

(b) 課題

上記のような各種公開講座、生涯学習事業を展開しているが、地域の周知に至っているかについては把握できていない。特に、包括協定に基づく、稻沢市の生涯学習事業の推進に貢献できているかについての議論が十分になされているとはいえない。また、市内バスの路線が変更になったため、参加者の増加に伴う、十分な駐車場の確保が課題である。また、足立学園総合研究所は活動が多岐に亘るため、事務職員の負担も増えている。

(c) 改善計画

公開講座や生涯学習講座の開催を稻沢市に周知するために、地域により伝わる広報方法を検討し、これを活用する必要がある。また、受講者アンケートの満足度、講座に対する要望などを詳しく分析するとともに、稻沢市生涯学習課と協議を重ね、本学の知的財産や施設を有効活用でき、かつ市民の学習ニーズに合った講座となるよう見直しを行い、期待に応える講座の計画に取り組む。地域貢献推進部は、各学科教員の専門性を把握し、地域のニーズとのマッチングについて十分検討し、教育、研究、社会貢献のバランスを確認しながら、教員に負担が大きくなることがないよう実施計画をまとめていく。

駐車場の確保に向けては、教職員に協力を求めるとともに、近隣の公共施設等の協力を仰ぐ。これまで大学構内で行う講座がほとんどであったが、今後はスクールバスなどを活用した学外での講座開講についても検討していく。研究所事務職員の専任化等も含め、足立学園総合研究所の業務効率化を図る。

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている

(a) 現状

本学と稻沢市は、平成23年に災害時における協力体制に関する協定を締結し、食物アレルギー対応の粉ミルクの備蓄、災害支援要員としてのボランティアの派遣等社会貢献体制を整えた。さらに平成25年、学校給食・食育、子育て支援、生涯学習等7項目からなる連携に関する包括協定を締結した。平成26年度から、附属図書館は稻沢市図書館との相互利用を、足立学園総合研究所は美術館とのパートナーシップ事業を開始した。稻沢市商工観光課からの要請で、生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コースの教員、学生がその専門性を活かし、「いなざわあじさいまつり」の企画・運営ならびに当日のアテンダントとして、活動を行った。

生活文化学科食物栄養専攻は稻沢市商工会議所の依頼により、特産品である「ギンナン」を使用した「銀杏トマトパスタソース」を開発し、市販されている。稻沢市商工会議所女性部に対しては、特産品の「アシタバ」を使った料理の研修などを行っている。

稻沢市教育委員会には、平成20年より開始した食育企画「おいしい笑顔！野菜レシピコンテスト」、地域の子どもたちに生活教育を行う「いなざわ子ども生活塾」に後援を受けている。平成26年度は、レシピコンテストの小学生部門優秀賞の料理が、市内小学校の給食に採用され、実際に提供された。また、「いなざわ子ども生活塾」は、稻沢市役所市長公室、稻沢市教育委員会の助言を得て、この講座内容を市内小学校の「多様な学習活動支援事業」に活かし、4講座全5回を実施した。このほか、小学校に対しては、食育活動の依頼を受け、教員と学生による出前授業を実施した。愛知啓成高校とは、高大連携の一環としてとして、生活文化学科、幼児教育学科の教員による専門分野のオムニバス授業(90分)を開講している。また、愛知県内ならびに岐阜、三重、静岡の高等学校からの講演や講師派遣要請に応じている。教員は、稻沢市ならびにその他市町村の各種委員会等活動を通じて、行政機関との活発な意見交流を行っている。

稻沢市観光協会とは、市内イベント等で稻沢市のマスコット「いなッピー」のPRなどを行っている。稻沢市警察本部には、毎年4月、全学生に対し「防犯講話」を依頼し、防犯啓発の街頭キャンペーンへのボランティア派遣に協力している。稻沢消防署の防災啓発の街頭活動にも学生が協力するなどの交流がある。平成26年度は、消防団の啓発活動に用いる法被のデザイン依頼を受け、本学教員がこれを作成した。

大学が位置するかつての「稻葉宿」の活性化事業として、平成20年から「いなざわ再発見～稻葉宿を語る～」を開催し、稻沢商店街振興組合と交流を深め、地域住民と大学、また住民同士が交流する場を提供してきた。平成26年度は、商店街振興組合に加え、稻沢青年会議所からの依頼もあり、45年ぶりの「稻葉宿の夏祭り」の企画・運営協力を行った。高齢者福祉施設、児童館等においては、教員と学生らがその専門性を活かした多世代交流

活動を続けている。また、前述の「おいしい笑顔！野菜レシピコンテスト」は、愛知県、農林水産省東海農政局、JA愛知西からも後援を受けている。市内のサークル等活動団体は、本学学生食堂や学内施設を利用し、活動を通して交流している。

このように、教員、学生の活動内容ならびにエリアが拡大している。地域貢献推進部では、教員、学生の活動内容が可視化できるよう「地域活動報告書」の提出を要請し、これを教職員がいつでも閲覧できる事務センターに配置するとともに、活動紹介として学内に掲示している。平成26年度は、学長のリーダーシップのもと、稻沢市について学ぶ研修会がFDとSD合同で開催された。これは、本学の全教職員が稻沢市に貢献する意識を共有する好機となった。

(b) 課題

地域教育機関との交流では、特に中学校と、地域ステークホルダーは、特に産業界との交流が少ない。地域の各種団体との交流活動はほとんどが学外であるため、活動の可視化、情報の共有が求められる。また、これらの活動を通して、地域の課題発見と共有、課題解決へのアクションにはまだ結びついていない。そして、これらの交流活動を支える交通手段の確保に向け、平成26年度に購入した小型スクールバスの活用も協議すべきである。

(c) 改善計画

稻沢市とは今後も協議を重ね、本学の交流活動、特に中学校における交流活動についての助言を求めていく。交流活動の可視化、学内外への周知による情報共有については、年度の地域貢献事業をまとめ、学内外に紹介していく方法について検討する。活動に欠かせない教員や学生の交通手段の確保については、平成26年度に購入したスクールバス(乗車定員30人)を有効の活用していく。

基準(3) 教職員および学生がボランティア活動等を通じて、地域に貢献している。

(a) 現状

ボランティア活動の支援は、地域貢献推進部（企画係）が担当している。毎年、稻沢市商工観光課より「稻沢市消費生活展」、「そぶえ黄葉まつり」、稻沢市社会福祉連絡協議会より「稻沢夏まつり」、「福祉まつり」、地元の町会からも「夏祭り」へのボランティア派遣要請を受けるなど、学生の地域ボランティア活動はさかんである。これらの活動は、学生だけでなく、教員が同行し、教員も地域の状況を把握し、学生の活動などを観察し、前述の「地域活動報告書」としてまとめ、閲覧可能にしている。

平成26年度は、新たに「稻沢あじさいまつり」の運営に携わることになり、生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コースの教員と学生がこれに取り組み、打ち合わせから当日のナビゲーターまでを務めた。また、これらのボランティア活動は、基礎科目「キャリアプラス」(選択科目)として、単位の一部に認められている。

生活文化学科・生活文化専攻・情報医療コースは、茶道の授業で学んだ内容の実践も兼ね、老人福祉施設で「お茶会」を開催し、浴衣の学生によるお点前が喜ばれている。幼児教育学科はその専門的な学びを活かし、地域の児童館や図書館で、地域に伝わる昔話の人

形劇や読み聞かせ、子育て支援に関するボランティアを行っている。

また、大学祭の時期に合わせて、駅からの通学路や短大周辺地域の清掃活動も行っている。平成26年度は、防災協定に基づき、学生に「備災（災害に備える）教育」を展開し、防災ボランティア人材の育成の取り組みを開始した。

(b) 課題

地域のボランティア活動は、授業のない土日に行われることが多く、学生は学修、教職員は教育・研究とのバランスを取っていく必要がある。ボランティア内容は、運営のサポートがほとんどである。平成26年度は、少しずつであるが、本学の専門性を活かしたボランティア要請が見られたことから、学生には活動する地域について学習する場も必要となる。そのうえで専門性をより発揮できるボランティア活動の推進を図ることが課題である。包括協定に基づく要請は増えているが、防災協定に関する活動は少ない。また、このようなボランティア活動を支える、学生、教員の交通手段の確保も検討すべき課題である。

(c) 改善計画

学生、教員ともに持続可能なボランティア体制の整備に向け、学生においてはボランティア活動の数値目標を設定するなどし、学生に参加を促したい。そのためには、学生に地域に貢献していくことの大切さを授業等で伝えていく必要がある。教員においては、ボランティア活動の同行が一部教員に限定されないよう、地域貢献意識だけでなく、活動においても教職員全体で取り組める運営体制を整える。

運営補助スタッフとしての活動に加え、防災ボランティア人材の養成につながる活動や専門性を活かしたボランティア活動の推進に向けて、各種ステークホルダーに本学の専門的知的財産を周知させる有効な手段を検討する。これらの活動を支えるスクールバスの有効活用については、運転手の増員も視野に入れた有効活用を検討する。

愛知文教女子短期大学

自己点検・評価報告書

平成26年度
(2014年度)

発行 平成28年1月
編集 愛知文教女子短期大学
自己点検評価委員会
発行 愛知文教女子短期大学
〒492-8521
愛知県稻沢市稲葉2-9-17
TEL 0587-32-5169(代表)
FAX 0587-34-2870
URL <http://www.ai-bunnkyo.ac.jp/>